

大東京信用組合 2026年3月期
ディスクロージャー誌〈資料編〉

大信Report 2026

2025年4月1日から2026年3月31日まで



組合概要

名 称	大東京信用組合(略称・大信)
理 事 長	柳沢 祥二
所 在 地	東京都港区東新橋2-6-10
創 立	1952年(昭和27年)9月6日
性 格	地域信用組合
営 業 地 区	東京都一円(離島を除く)
出 資 金	13,185百万円
組 合 員 数	91,185名
総 資 産	713,313百万円
預 金 残 高	669,525百万円
貸 出 金 残 高	336,468百万円
自己資本の額	38,590百万円
自己資本比率	10.89%
店 舗 数	40店舗
職 員 数	550名

(計数は令和8年3月末現在)



目 次

大東京信用組合の概要

経営理念・経営方針	2
新・第3次中期経営計画	3
役職員の状況・組織図	4
内部管理態勢・顧客保護等管理態勢	5
総代会について	13
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	16
主な事業の内容・営業のご案内	18
主な手数料一覧	21
地域社会に密着する大信の店舗網	23
店舗一覧	24
大信の沿革	25
財務諸表	26
財務データ	33
自己資本の充実の状況等について	41
報酬体系について	58
開示項目索引	59

経営理念・経営方針

●経営理念

『大東京信用組合は、地域に密着し地域社会に奉仕する。』

私たちは、社是として「信条」を定めており、組合員、お取引先の皆さまとの「心・ふれあい(ハート・トゥ・ハート)」の信頼関係を大切にまいります。

また、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取り組み、良質な金融サービスの提供と信用組合ならではの独自性の発揮に努め、ベストパートナー・バンク(身近で頼りになる大信)を目指し、地域社会とともに歩んでまいります。

「信 条」

1. 大東京信用組合は社会に奉仕する
1. 顧客には信頼感を、己には責任感を
1. 他より常に一步前進
1. 和心協同職務に最善を尽くす
1. 礼儀正しく謙譲に

●経営方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、高い企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実、お客さま本位の業務運営に努めます。
- (2) 地域密着型金融への取り組みにより、地域経済の活性化と地域の皆さまとの共存共栄の実現に努めます。
- (3) 総合的なリスク管理態勢を強化し、健全性の確保と収益性の向上、自己資本の充実に努めます。
- (4) 厳正で透明度の高い経営情報の開示と情報発信機能の強化に努めます。
- (5) 「大信5つの特性」の実践をとおして、経営基盤の拡充・強化と顧客サポートの質的向上に努めます。

「大信5つの特性」

1. 大信は、健全経営をモットーとして、お客さまと心のふれあうおつきあいをいたします。
2. 大信は、一度お約束したことは必ず守り、お客さまの信頼におこたえいたします。
3. 大信は、足をつかい、業務の範囲内でお客さまのために骨身をおしまず行動いたします。
4. 大信は、誰よりも地元を知り、お客さまのニーズを知るようにつとめ、皆さまとともに歩みます。
5. 大信は、正確・迅速な仕事を励行し、事情によって遅延を余儀なくされる場合にも、必ずその理由などを中間報告いたします。

新・第3次中期経営計画〈組合内名称：MTHプラン〉

～「未来(M)」への「扉(T)」を「開く(H)」計画～

Let's Open the Door to the Future together

メインテーマ

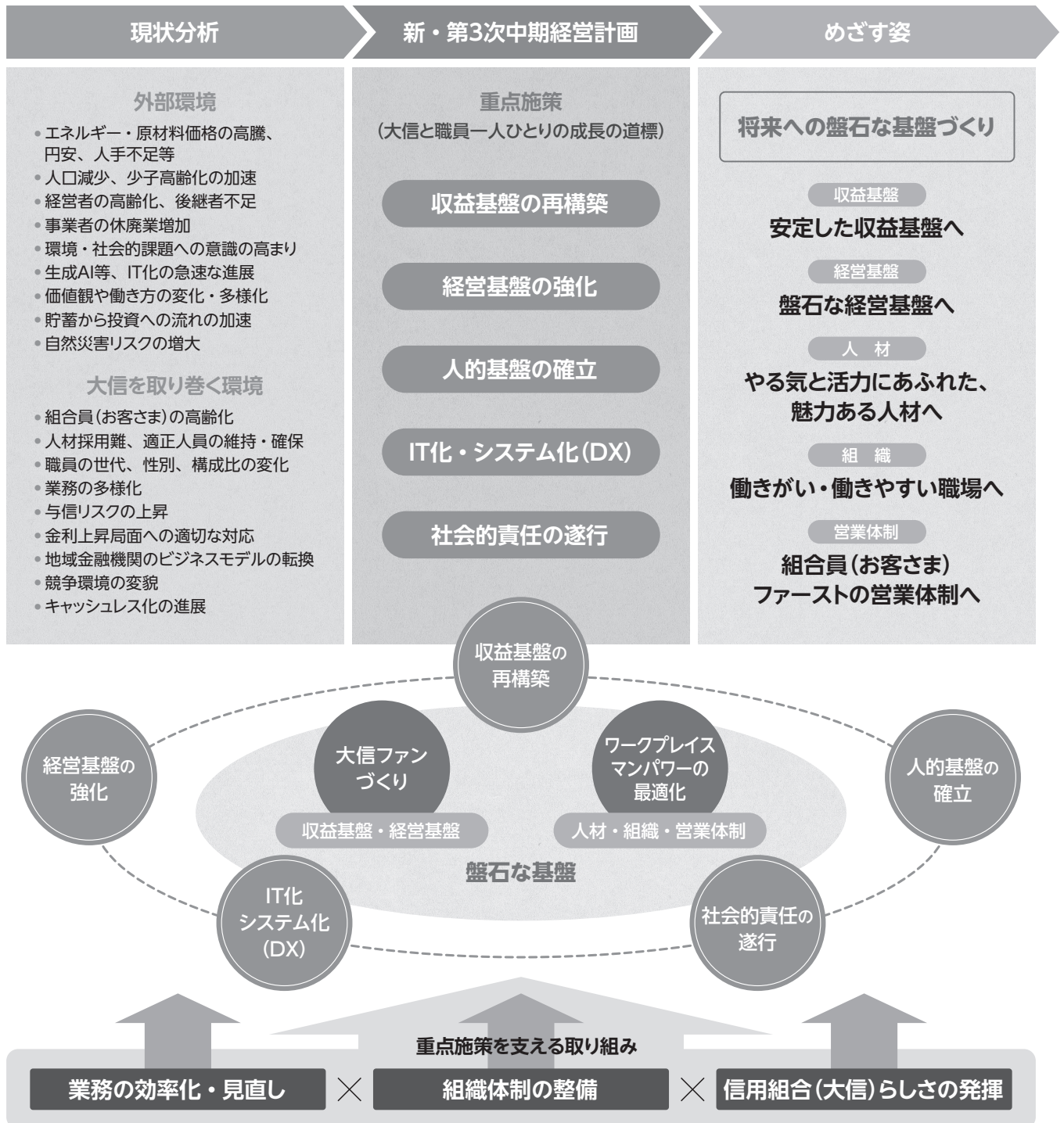
「信組らしさを発揮し、未来への扉を開こう」

～組合員(お客さま)・地域の幸せにつながる金融仲介機能の質を向上させよう!

そのために職員が仕事をしやすい環境を整備しよう!～

取組期間

令和6年4月～令和9年3月



役職員の状況・組織図

役員一覧 (令和8年6月19日現在)

代表理事会長兼理事長	柳沢 祥二	常勤理事	大川 浩二	理事(非常勤)	河和 哲雄(※)
代表理事専務理事	松川 茂雄	常勤理事	宮入 智孝	理事(非常勤)	野竹 弘幸
代表理事専務理事	森 文雄	常勤理事	大嶋 豊	員外監事	山口 省藏(※)
常務理事	金田 真門	常勤監事	荻原 徳彦	員外監事	服部 一利(※)
常務理事	大久保 光	理事(非常勤)	森下 繁己		
常勤理事	後藤 輝雄	理事(非常勤)	鷗橋 誠一(※)		

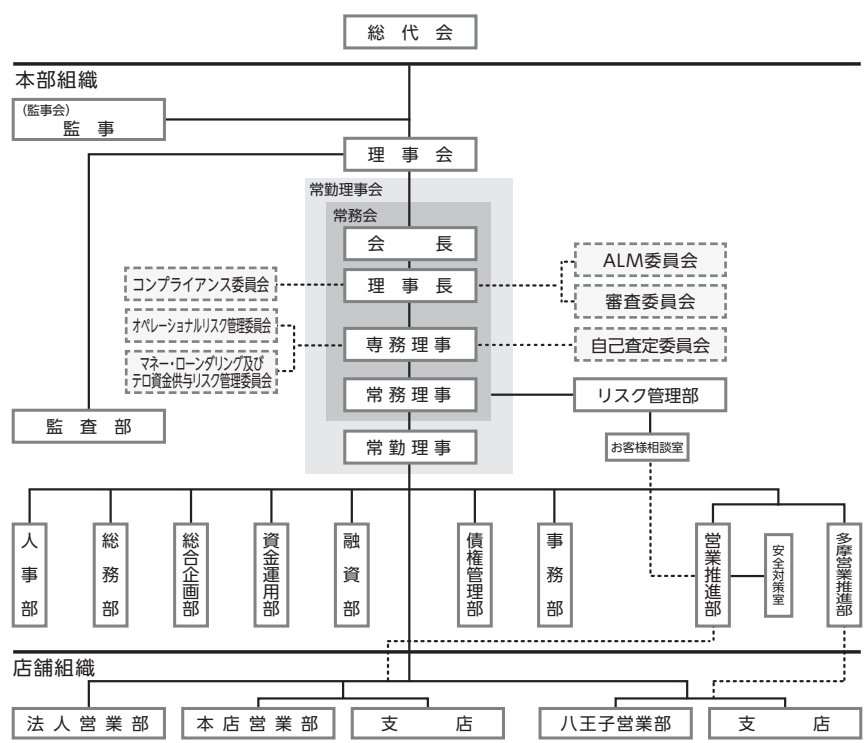
職員出身者以外理事・員外監事

大信は、職員出身者以外の理事・監事(※印)に経営参画をいただくことで多様な意見を反映する等「理事会の機能発揮」を図り、ガバナンスの向上と組合運営の適切化に努めております。

会計監査人の氏名または名称 (令和8年6月19日現在)

有限責任監査法人トーマツ

組織図 (令和8年7月現在)



職員数

年度	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
男性	315名	304名	302名
女性	245名	243名	248名
合計	560名	547名	550名

内部管理態勢・顧客保護等管理態勢

内部管理基本方針

当組合は、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として、「理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項」、「損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制」、「職務執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制」などで構成された「内部管理基本方針」を制定し、体制の整備と実効性の確保に努めております。

ガバナンスの充実に向けて

当組合では、経営の健全性および公正性の確保・向上を図るため、ガバナンスの充実に努めております。

内部監査については、組合業務のすべてにおける内部管理態勢の適切性および有効性を検証・評価し、改善に向けた提言を行うため、業務執行部門から独立した理事会直轄の監査部が、常務会の承認を受けた監査計画に基づき、リスクの種類・程度に応じて実施しております。

監査結果は常務会および理事会に報告され、発見された問題点などについては、定期的なモニタリングを通じて改善状況のフォローを行っております。

また、監事会を設置し、常勤監事1名および外部有識者2名の員外監事により、ガバナンスの強化を図っております。

各監事は、監事会が定めた監査計画等に基づき、理事の職務の執行および組合の財産等について、独立した立場から監査を行い、必要に応じて提言等を行っております。

なお、決算内容につきましては、法令に基づき会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による会計監査を受けております。

コンプライアンスへの取り組み

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要項目として位置づけ、役職員一体となって実践活動と啓蒙活動に取り組み、お客さま・地域社会から信頼される金融機関を目指しております。

コンプライアンス宣言

金融機関としての社会的使命と公共性を自覚し、コンプライアンス態勢の確立・強化のために、以下のとおり宣言いたします。

1. 地域協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、責任ある健全な業務運営を行います。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない公正な業務運営を行います。
3. 正確な経営情報の積極的かつ適正な開示を通じて、組合員・顧客ならびに地域社会に対し、コミュニケーションの充実を図り、透明性ある経営に徹します。
4. 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全且つ快適な環境を確保し、希望ある職場を実現します。
5. 「信条」・「大信5つの特性」の実践を通じて、組合員・顧客のニーズに応え、各種金融サービスを提供することで、地域社会の発展に貢献します。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応し、これを排除します。

コンプライアンス態勢

●理事会

理事会は、コンプライアンス態勢の構築・推進のために法令等遵守に係る方針・規程を策定するとともに、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、決定しております。

●コンプライアンス委員会

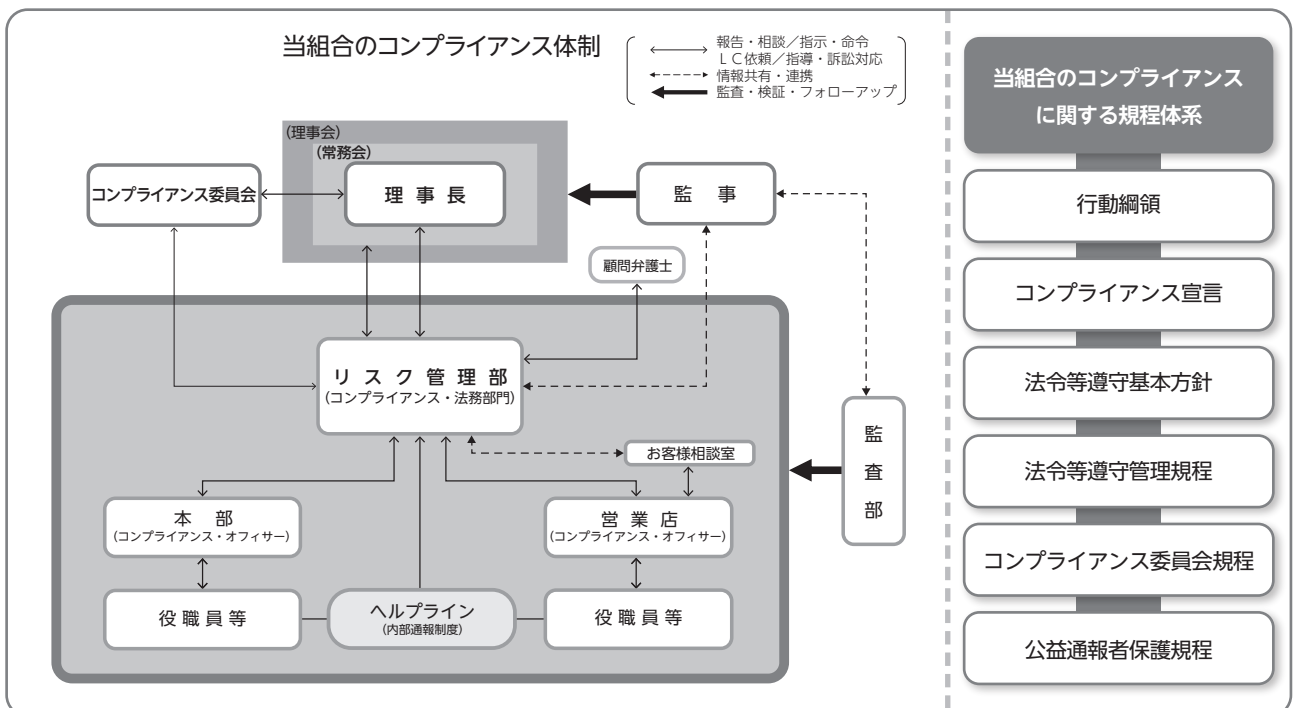
コンプライアンス委員会は、コンプライアンスへの取組方針・実施状況・問題点・課題を議論し、理事会等への答申を行っております。

●リスク管理部

コンプライアンス統括部署として、リスク管理部を設置しています。各部店の業務に関して、法令等遵守状況の把握やリーガル・チェック(LC)などを行い、法令等遵守態勢の強化に向け取り組んでおります。

●コンプライアンス・オフィサー

全部店に「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等遵守状況の管理、コンプライアンスに関する指導・啓蒙などを行っております。



コンプライアンス態勢強化への取り組み

●コンプライアンス・マニュアルの制定

法令に係わる手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に周知しております。

●コンプライアンス・プログラムの実践

コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、本支店一体となって実践に努めております。

●内部通報等窓口の設置

コンプライアンス違反を役職員が直接通報できる手段として、「ヘルプライン」「目安箱」等の窓口を設置しております。

●コンプライアンス・ハンドブックの作成

コンプライアンス・マニュアルの要約版である「コンプライアンス・ハンドブック」を作成して全役職員に配付し、研修等で活用しております。

反社会的勢力への対応

当組合自身や役職員だけでなく、お客さまやお客さまのお取引先をはじめとする関係者が被害を受けることを防止するために反社会的勢力を金融取引から排除していく所存であり、より一層の態勢整備を図るために以下のとおり基本方針を制定・公表しております。

また、政府が示している、反社会的勢力との関係遮断に係る「監督指針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するため、預金規定等に暴力団排除条項を盛り込み、反社会的勢力との取引の根絶に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
2. 外部専門機関との連携
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
4. 有事における民事と刑事の法的対応
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

個人情報保護宣言について

当組合では、個人情報および個人番号(以下「個人情報等」という。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等を遵守してお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

利益相反管理について

利益相反とは、当組合とお客さまの間、および、当組合のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合は、当組合とお客さまの間における利益相反のおそれのある取引に関して、法令等および基本方針に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

金融犯罪防止への取り組み

●振り込め詐欺防止

当組合では、金融機関としての社会的使命と公共性に鑑み、役職員一体となってお客さまを特殊詐欺の被害から守るための実践活動と啓蒙活動に取り組み、お客さま・地域社会から信頼される金融機関を目指しております。

金融犯罪への注意喚起および振り込め詐欺の被害を未然に防止するため、積極的なお客さまへの声かけ等を実施し、年間5件(累計109件)の被害の未然防止につながりました。このような積極的な取り組みに対し、警察署より感謝状をいただきました。



新宿支店



立川支店



戸越支店



立川支店

●預金の不正な払戻しへの対応

偽造・盗難カード、通帳による預金の不正な払戻しに対して、被害防止のために以下のセキュリティ強化策を実施しております。

- ・キャッシュカードの偽造・変造を防止するためカードのIC化、および生体認証機能付きATMを全店に導入しています。
- ・万一の被害の拡大を抑制するため、キャッシュカードの1日あたりのご利用限度額は、原則お引出しは50万円、お振込は50万円を基本としております。

●犯罪収益移転防止法等に基づく適正な取引時確認等の徹底

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のため、犯罪収益移転防止法および、金融庁公表の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づいて様々な対策を進めています。口座の開設や大口の現金取引等を行う際に、お客さまの本人確認、取引を行う目的、職業・事業内容等の確認を行わせていただくとともに、既にお取引をいただいているお客さまにおかれましても、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただき取り組みを行ってまいります。

これらの確認ができない場合には、お取引ができない場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

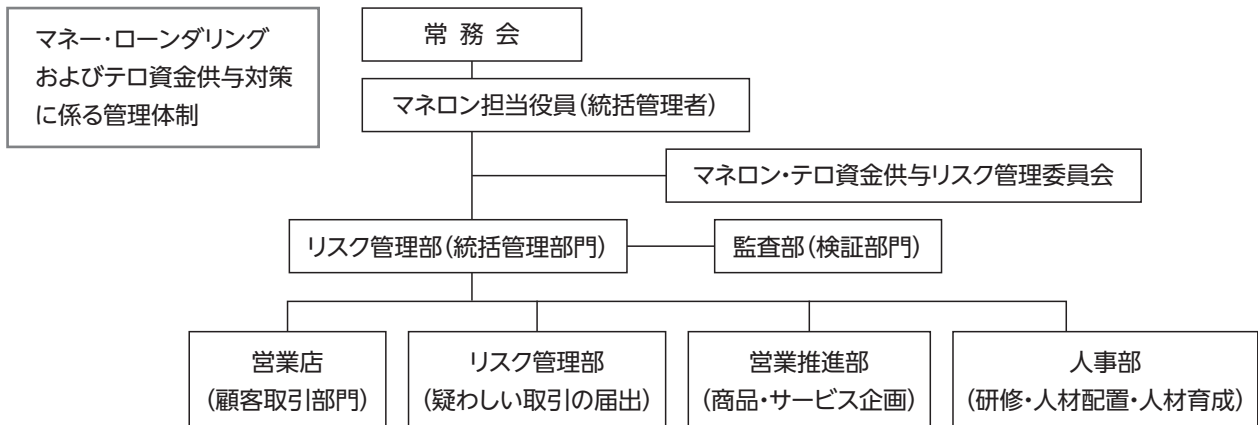
マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下「マネロン等」といいます。)を防止するため、マネロン等対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン等対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン等に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン等対策に関する方針)・手続(マネロン等対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン等対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警察庁の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



●お客さま情報の定期的な確認に関するご協力をお願い

— マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください —

近年、国際社会においてマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて 様々な対策を進めています。

この対策の一環として、当組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取り組みを順次行っております。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さまの安全・安心にも繋がる取り組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取り組みにご理解いただき、当組合からの「お客さま情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お客さまへの確認事項

個人のお客さまの場合

- ① 氏名、住所および生年月日
- ② ご職業およびお勤め先
- ③ お取引目的 等

法人のお客さまの場合

- ① 法人の名称および本店または主たる事務所の所在地
- ② 法人の代表者などご来店された方(ご担当者)の氏名等
- ③ 事業内容 ④ お取引目的 ⑤ 実質的支配者 等

※議決権保有比率が25%超等の個人の方の氏名、住所、生年月日等(一般社団法人等においては、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方の氏名、住所、生年月日等)を確認させていただきます。

お客さま情報は、ご来店時や訪問時、または郵送等により確認させていただきます。

また、上記の「お客さまへの確認事項」以外の内容についても、お伺いさせていただく場合がございますので、ご回答へのご協力をお願いいたします。

■関連サイト

- ・金融庁ホームページ「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続きにご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

- ・一般社団法人 全国信用組合中央協会ホームページ「信用組合をご利用のお客さまへのお知らせ」

<https://www.shinyokumiai.or.jp/notice.html>

■お問い合わせ

各お取引店またはお客様相談室(0120-402-003)

受付時間 9:00~17:00(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

金融機関を騙った詐欺にご注意ください！

お客さまの情報確認にあたって、当組合職員が電話で暗証番号や各種パスワード等をお尋ねすること、当組合が電子メールやショートメッセージ(SMS)で暗証番号をお尋ねすること、ウェブサイトに誘導したうえで暗証番号の入力を求めることは一切ございません。金融機関や警察、銀行協会等を騙る詐欺に十分ご注意ください。

●サイバーセキュリティへの取組強化

近年多発しているサイバー攻撃に対応するため、「サイバーセキュリティ取組方針」を定めるとともに、「金融ISAC」に加盟し、会員相互の情報共有に努めております。

サイバーセキュリティ取組方針

大東京信用組合は、サイバー攻撃が高度化・複雑化していることを踏まえ、サイバーセキュリティリスクへの取組みが極めて重要な経営課題であると認識し、サイバー攻撃に対する管理態勢の強化に努めます。

1. 経営陣は、自らリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティ対策を推進します。
2. サイバーセキュリティリスクは、当組合の組織全体で取組むべきリスクとして、態勢強化に努めます。
3. 外部委託先を含めたサイバーセキュリティ管理態勢の整備に努めます。
4. 情報共有機関等を活用し、サイバーセキュリティにかかる情報共有・連携を通じて、セキュリティ対策の強化に努めます。
5. サイバーセキュリティにかかる各種教育、合同演習へ継続的に参加し、人材育成と対応態勢の強化に努めます。

※「金融ISAC」とは

正式には「一般社団法人 金融ISAC」と言い、日本の金融機関の間でサイバーセキュリティに関する情報の共有・分析、および安全性の向上のための協働活動を行い、金融サービス利用者の安心・安全を継続的に確保することを目的とする組織です。

「金融商品に係る勧誘方針」について

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客様保護のための取り組み

お客様の保護および利便性の向上を目的として、下記の方針を制定し、実践に努めております。

1. 法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます)を利用し又は利用しようとする方(以下「お客様」といいます)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。
2. 法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
3. お客様からのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。
4. お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
5. お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
6. 業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

苦情対応・紛争解決措置等

苦情等対応措置

当組合では、お客さまが安心してお取引いただけるよう、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」といいます。)について、以下の対応に努めております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行い事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、店舗、関係部署等と連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等につきましては、お取引の店舗または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：大東京信用組合 お客様相談室】

住 所	受 付 日
東京都港区東新橋2-6-10	月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く）
電話番号	受付時間
0120-402-003	9:00～17:00

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所等でも受け付けております。

名 称	地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人東京都信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	東京都中央区京橋1-9-5	東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456
受 付 日	月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日を除く）	月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日を除く）
受付時間	9:00～17:00	9:00～17:00

なお、苦情等対応手続きの詳細については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.daisin.co.jp/about/policy/index.html>

紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記お客様相談室またはしんくみ相談所等にお申し出ください。

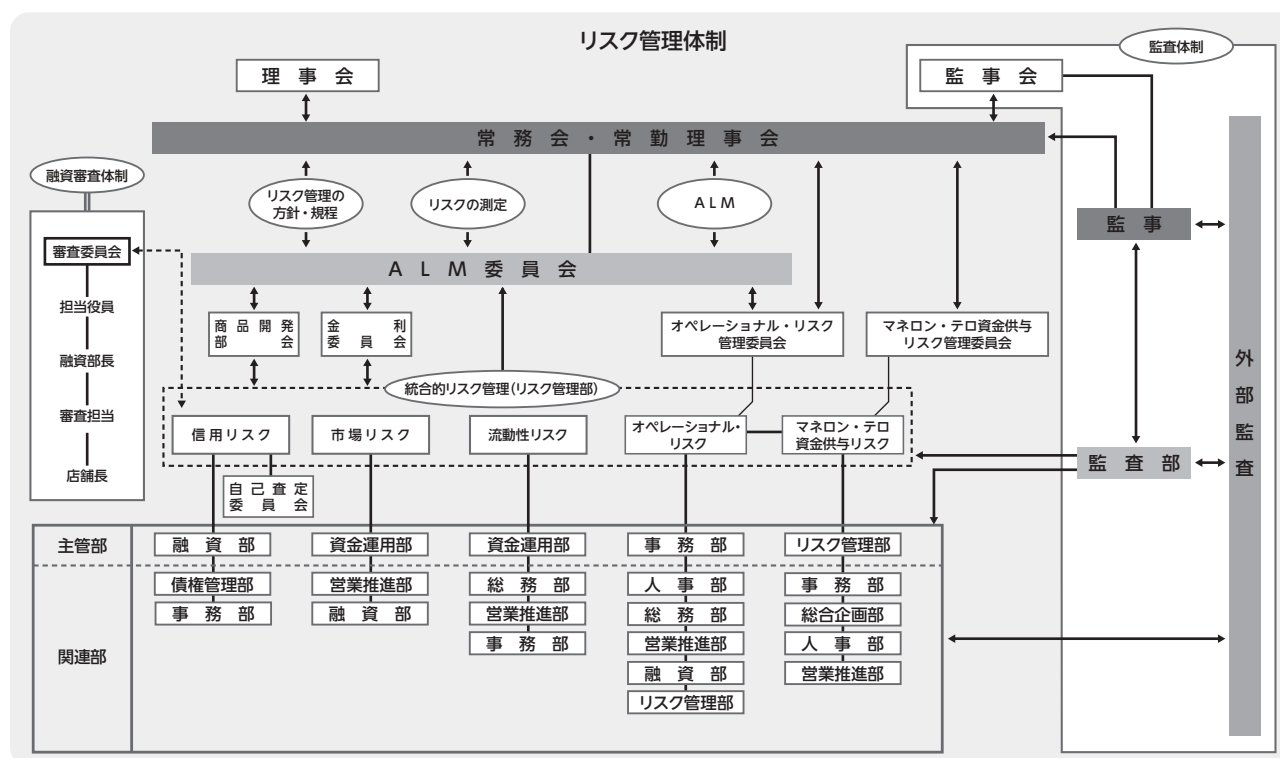
また、お客さまから各弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

【弁護士会】

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
受付時間	9:30～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

仲裁センター等では、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で、手続きを進める方法もあります。具体的な内容は、仲裁センター等にご照会ください。

当組合では「ALM委員会」において各種リスクの把握と分析結果を踏まえ、すべてのリスクに対する基本姿勢と責任の所在を明確にし、リスクコントロールと収益の確保に努めております。



各種リスクの管理状況概要

管理状況概要		
信用リスク		貸出審査にあたっては、貸出先の経営状態を的確に把握し、「安全性」「公共性」など貸出の基本原則に則り常に貸出資産の健全化、良質化を図り、役職員の審査・管理能力の向上に努めています。一定額以上の貸出は、理事長を議長とする常勤理事全員による「審査委員会」で貸出の可否を合議制により決裁するシステムを採用しており、決裁の透明性とチェック機能を高めています。当組合は小口多数取引を基本に、与信集中を避けながら、中小企業・地域社会の発展につながる貸出に努めております。
市場リスク		市場リスクは、金利リスク・価格変動リスク・為替変動リスク等、市場の動きによって発生いたします。そのため、日々の市場金利動向や株価の変動要因を踏まえ年間運用方針を策定し、これをもとに四半期毎に見直しを図りつつ、流動性確保を最優先としたなかで慎重なスタンスを保ち、より効率的な運用により収益確保を目指しております。
流動性リスク		単年度事業計画および中・長期経営計画等を踏まえ、適正な資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を計画的に管理するとともに、緊急時のコンティンジェンシープラン等、様々なレベルでの対応策を立て、調達手段・調達先の多様化など資金調達力の強化を図り、安定した流動性確保に向けた万全の態勢をとっております。
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務リスクの重要性に鑑み、事務手続き・権限の厳正化、機械化・システム化を促進しています。また、事務指導役等による事務指導や内部監査などによる牽制機能の確保などを通して事務リスクの未然防止に努めています。
	システムリスク	信用組合の共同センターである「信組情報サービス株式会社」(略称SKC) にオンラインシステムの運用を委託してリスクの軽減を図り、重要なデータファイルやプログラムは別に定める「情報管理取扱規則」によりバックアップデータを取得・管理して信頼性の向上に努めております。 一方、当組合の情報資産に関して守るべき規範である「セキュリティポリシー」に個人情報保護法への対応を盛り込み「セキュリティスタンダードの諸基準」等に則りリスク管理を行い、情報の漏洩、不正使用の未然防止に厳い姿勢で臨んでおります。
	上記以外のオペレーショナル・リスク	各種業務について、関係法令をはじめ規程等規範に照らし適正であるか、リスク管理部が厳正なリーガルチェックを行っております。当組合ではコンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの把握と適正な管理に資するため整備に努めております。

総代会について

総代会制度

信用組合は、相互扶助の精神を基本理念に地域社会における円滑な金融活動を通じて組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする協同組織金融機関で、組合員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に参加できます。

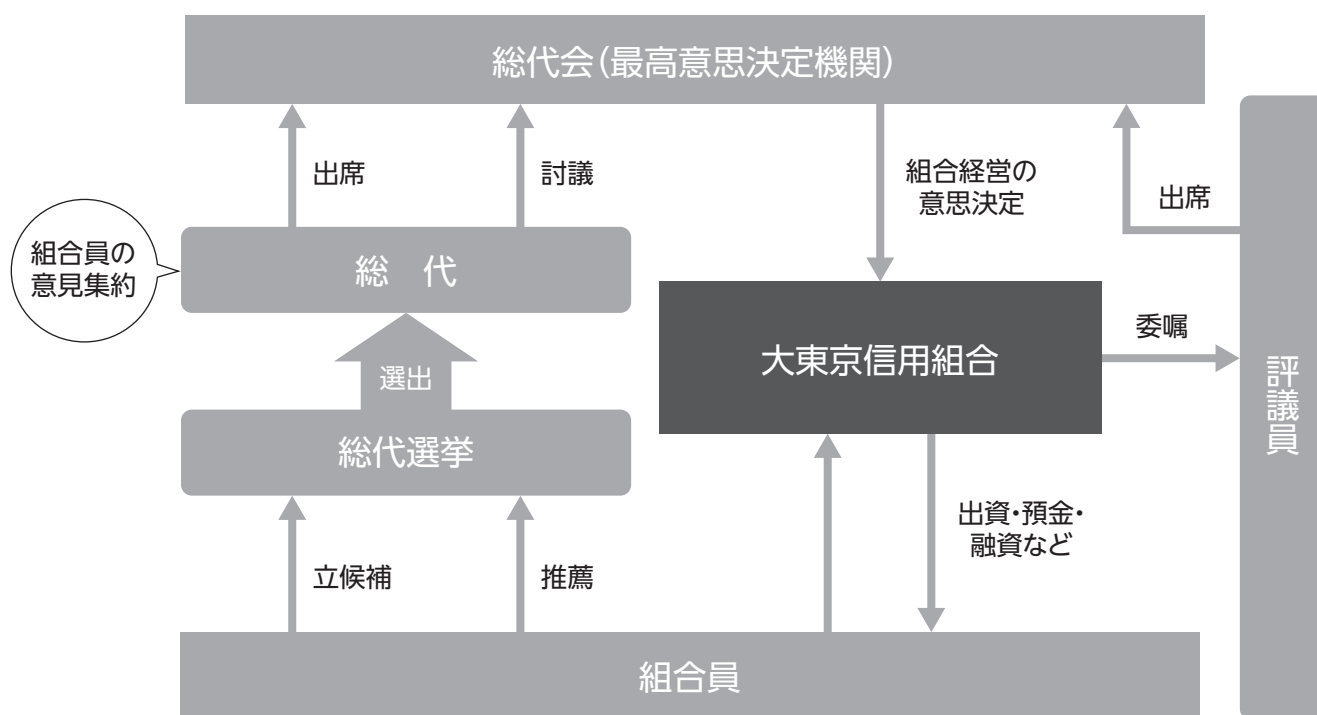
しかし、当組合の組合員は大変多く、総会の開催は事実上不可能であることから、充実した審議により組合員の総意を適正に反映するため、法令ならびに定款に基づき総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会は総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きを経て選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

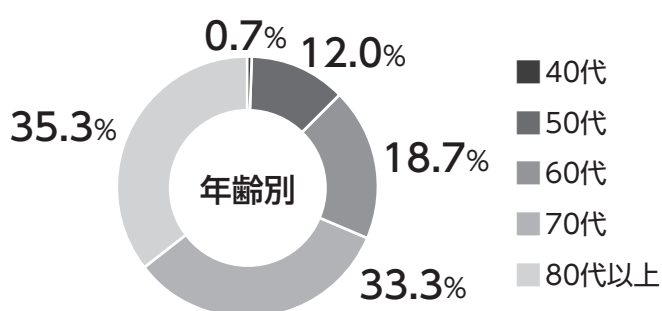
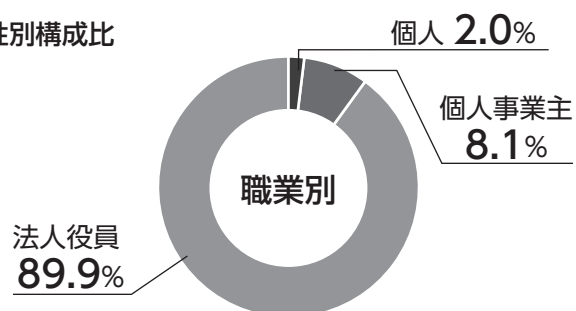
総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合独自のものとして総代を補完する評議員の制度を昭和41年より導入し、経営に対する意見・助言を求めるとともに、総代会における傍聴を制度化して総代会の機能強化・活性化に努めております。なお、評議員定数は150人以内、任期3年で令和8年6月19日現在の評議員数は114人となっております。

総代会制度の仕組み



属性別構成比



総代の任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

1. 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、選挙区ごとに立候補した方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者)の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その総代候補者(立候補者)をもって当選者とし、当該選挙区において投票は行っておりません。

2. 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、総代の定数は、110人以上150人以内です。

なお、令和8年6月19日現在の総代数は148人です。

(総代選挙区および総代定数)

選挙区	定数
第1区 千代田区	1
第2区 中央区	4
第3区 港区	15
第4区 新宿区	4
第5区 文京区	1
第6区 台東区	5
第7区 墨田区	4
第8区 江東区	5

選挙区	定数
第9区 品川区	16
第10区 大田区	9
第11区 目黒区	4
第12区 世田谷区	6
第13区 渋谷区	4
第14区 杉並区	9
第15区 中野区	1
第16区 豊島区	3

選挙区	定数
第17区 練馬区	4
第18区 板橋区	4
第19区 北区	6
第20区 荒川区	5
第21区 足立区	4
第22区 葛飾区	3
第23区 江戸川区	1
第24区 都下	32

第74回通常総代会の決議事項

令和8年6月19日開催の第74回通常総代会において、次の報告事項ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

1. 報告事項

第74期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)計算書類(貸借対照表・損益計算書)及び事業報告

2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第75期(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)収支予算及び事業計画案承認の件
- 第3号議案 所在不明組合員の除名案承認の件
- 第4号議案 理事全員任期満了に伴う13名選出の件
- 第5号議案 監事全員任期満了に伴う3名選出の件
- 第6号議案 退任役員に退職慰労金贈呈の件



総代・評議員の皆さま

(50音順・敬称略・令和8年6月19日現在)

店舗名	総 代					評議員			
本店営業部	石坂 好一⑥ 村松 琺子④	浦 修治⑧ 古永 隆樹②	加藤 雅己⑤	栗原 政雄⑪	新倉 恭一⑧	岩上 政弘 竹ノ上 藏造	春日井 宏	北村 真道	外山 一宏
品川駅東口支店	飯沼 英郎⑬	小川 一夫⑤	垣内 利彦②	数藤 謙①	羽根田 勝②	天井 輝	江連 昌愛	野本 照雄	原田 知昌
十条支店	飯田 俊夫② 関口 静夫⑤	大塚 康夫② 山本 興司④	小柳津 敏夫①	鹿野 善雄⑩	篠原 正浩②	五十嵐 幹一 山田 二男	鈴木 健一	中野 雅彦	服部 弘
目黒支店	和泉田 勲⑥	岩崎 信幸⑥	太田 美雄②	川部 譲治①		小澤 清志	小玉 勝巳	近藤 誠太	
高円寺支店	臼倉 善行①	小暮 幸一④	佐山 朝子②	永井 紀世子③		沖山 誓一	生田目 孝夫	松井 美加子	吉田 穰
亀戸支店	栄木 浩徳④	齋藤 裕司④	佐藤 純③	数藤 武司⑭	新倉 幸雄⑩	佐野 正明	山本 浩三		
蒲田支店	金子 正裕⑩	小山 君子③	増淵 國昭⑧	松島 義則④		岩崎 誠	杉田 充伸	本橋 良則	
日暮里支店	有明 芳男① 中條 勉⑤	菅原 廣彦③ 松本 鉄郎①	竹田 雅之① 宮内 基司⑤	月安 元城②	綱島 桂子①	石原 康男	柳 伸幸		
新宿支店	小黒 裕一郎②	北田 理①	本間 滋⑥	山本 健児②		高嶋 正明	宮原 公平		
三軒茶屋支店	安藤 誠② 富岡 清⑦	飯沼 修⑦	門倉 雄司⑥	小崎 ひろみ①	田淵 治彦①	櫻井 潤一	山口 貴之	山本 武史	
新小岩支店	大貫 賢充⑩	齋藤 健司①	土屋 英一⑧	幡野 秀喜③		石毛 茂雄	鯉川 良二	津端 英男	
大塚支店	伊藤 勝利⑥	高尾 憲治⑩	古沢 秀明⑨			北田 政彦	鳥居本 萬喜智	中根 武	武藤 眞里子
銀座支店	青木 是和⑤	高橋 秀夫④	西谷 孝宏③	福原 光義④	吉澤 直樹③	片桐 孝之	九十九 章之		
吉祥寺支店	生駒 良治③	伊藤 潤⑦	白石 勝也②	鈴木 義雄④	藤野 和雄⑩	小野 太郎	南 勉	三宅 哲夫	宮下 真一
恵比寿支店	宇佐美 公志③	田村 嘉啓①	根本 一郎③	宮澤 久美④		赤川 和亨 須藤 義裕	大槻 晴彦	大野 孝一郎	杉本 慎英
常盤台支店	江川 和美①	茂野 善之⑧	福田 久隆⑧	宮嶋 正邦①		奥泉 克	小野 聰司	横田 昇	
戸越支店	新井 進④	千葉 文雄⑦	塚原 進①	時田 和彦④	松澤 利行⑦	佐藤 和行	館野 一男	三浦 豊	
府中支店	大内 勝美⑪	岸 良一①	全 尚烈⑦	渡邊 昌⑪		相原 博	北島 昭夫	久枝 壯一	
押上支店	武石 幸男④	福島 保訓②				古谷田 東一 横田 勲	椎名 芳秀	高田 陽一郎	宮城 廣一
田町駅前支店	九鬼 篤種①	福島 一生⑨	浮池 宏⑫			澤内 敦	下道 陽二	吉野 裕佑	
荏原駅前支店	市村 由美②	伊藤 寿男③	井村 誠⑥			新井 重雄	信太 純		
福生支店	内野 真③	熊谷 智津子②	田村 半十郎⑩			下山 賢司			
品川支店	堀江 新三③	山田 智彦⑤				日下部 政子	増澤 一明	矢内 日出子	
西蒲田支店	石井 榮子④	中野 章⑩	中野 博③			北嶋 智明	北見 公秀		
大井支店	池田 昌宏②	釧持 博⑨	佐藤 久男④	鶴見 一三⑩	戸田 義通⑦	市川 勉	小林 定治	三浦 秀樹	
八王子営業部	榎本 行雄③	榎崎 博④	加藤 叔永①	清水 宣彦⑨	外池 正明②	落合 龍太郎	佐藤 邦彦	豊村 厚良	西野 貢右
日野支店	杉田 純一③	土方 昇①				一ノ瀬 登生	大野 仁生	宮崎 寛康	
西八支店	齊藤 万理子④	中嶋 保紘⑨	吉野 孝典③			浅野 武	佐藤 秀仁	原川 欣也	
石川支店	内田 昌一③	和田 昌明③				中山 佳和			
青山支店	坂本 力①	鈴木 清①				青木 博司	小林 敏夫	鈴木 章司	平野 隆夫
保谷支店	稲垣 久義⑧	小河 恒夫⑤	葛生 哲大①			磯野 定男	加藤 照規		
立川支店	尾又 紀雄③	矢嶋 通雄⑧				竹内 幸雄	都築 孝也		
堀ノ内支店	根本 雄治①	山下 勝二③	山田 博⑦			川崎 セツ	樋川 建夫		
三鷹支店	岡田 英雄③	白石 春雄⑥				畑野 佳織			
東大和支店	押本 博久④	齋藤 英二①	関口 哲一②			猪岡 孝一			
荻窪支店	佐藤 光明⑪	中村 芳也③	星野 高久④			川邊 日出海	根田 吉雄		
富士見台支店	榎本 高一⑧	山内 經子④				鈴木 堅司	高橋 雅美		
浅草支店	大塚 亨⑤	山口 俊和⑤	山田 征一②			石川 義弘	小林 敏一	松村 輝彦	
足立支店	岩崎 勝三②	金杉 紀明①	鈴木 行雄⑤	谷口 重一③		足立 由美子 中村 満希子	飯島 重男	河内 政輝	中田 久夫

(注) 総代につきましては氏名の後に就任回数を記載しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

対話を通じた事業性理解への取り組みについて

大信は、お客さまが直面するさまざまな経営課題について、お客さまとの対話による双方向のコミュニケーションを通じて解決策をともに考え、店舗および本部が一体となりご支援いたします。

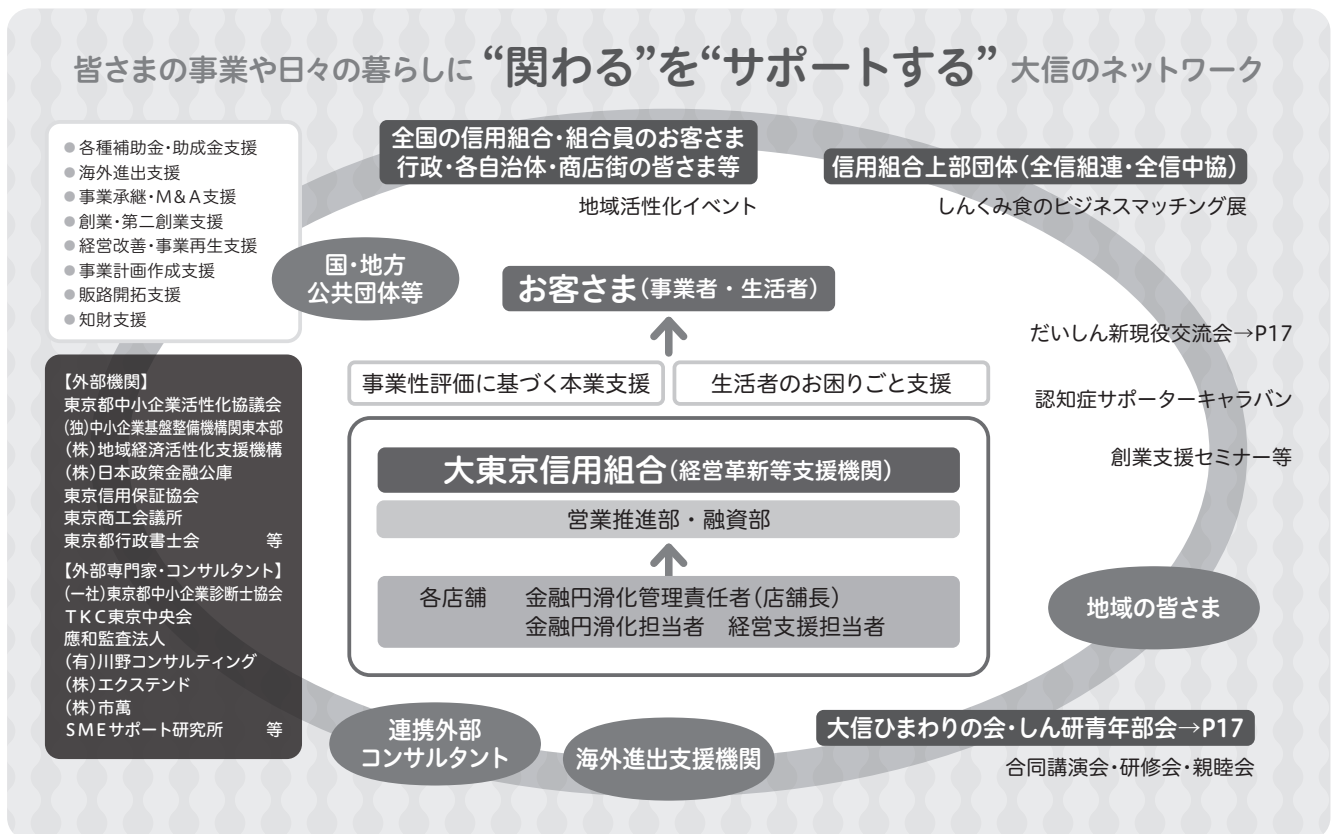
そのために、渉外担当者をはじめとする職員一人ひとりが、日々の業務活動のなかでお客さまに寄り添い事業をよく理解し、ライフステージに応じて役立つ情報をタイムリーにご提供するほか、将来にわたり安定的な成長・繁栄につながる“新たな価値”をお客さまとともに創造してまいります。

経営課題の解決に向けた大信のネットワーク

大信は、平成24年11月に中小企業等経営強化法の「経営革新等支援機関」の第一号認定を受けました。

引き続き中小企業・小規模事業者の皆さまが抱える経営上のさまざまな課題の解決に向け、大信のネットワークを駆使しご支援とご提案をいたします。

また、事業性理解を通じてお客さまを幅広くサポートすることで地域の経済・産業活動を支え、地域活性化につながるよう取り組んでまいります。



ライフステージに応じたお取引先企業の支援

☆ビジネスマッチング事業

① 大信のお客さま × 大信のお客さま

組合内のグループウェアにビジネスマッチング掲示板を開設し、「売りたい・買いたい・このような事業者を探している」等のニーズを登録し、全店で情報を共有しています。

② 大信のお客さま × 他信組のお客さま

組合内だけでなく、(一社)東京都信用組合協会が運営するサイト「くみちゃんの縁結び」も活用して、他信組のお客さまとのマッチングも可能にしています。

☆新現役交流会の開催

本交流会は、関東経済産業局のマネジメントメンター制度を活用し、経営課題を抱える事業者の解決支援のために、経験豊富な大企業のOB(新現役)や専門家をマッチングする取り組みです。

平成28年11月に信用組合業界で初めて「新現役交流会」を開催し、第8回の今年度は、令和7年10月3日(金)に開催し、参加企業10社、新現役56名参加にて64件の面談が行われました。

☆若手経営者をバックアップ

企業経営に関する会員相互の情報や意見の交換、勉強会等を通じて、各会員事業の発展と地域社会に貢献することを目的とした「大信ひまわりの会」5ブロック(会員資格満20歳以上55歳未満の経営者・後継者)と多摩地区の「しん研青年部会」(会員資格満22歳以上50歳未満の経営者・後継者)を合わせた計6ブロックにより若手経営者の会を組織化しています。

各ブロックともに代表幹事・幹事をはじめ皆さまのご協力により、研修会、講演会、交流会等を開催し、会員同士の交流・親睦を図っています。

☆「東京チームサポートアシスト会議」の開催

東京信用保証協会の主導により5つの支援機関(東京信用保証協会、東京都よろず支援拠点、東京都中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター【東京・多摩】)が一堂に会し、各支援機関の支援メニューや知見を持ち寄って、金融機関とともにさまざまな経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対する支援方針を協議する「東京チームサポートアシスト会議」を開催しました。

当組合では事業改善が必要な融資お取引先に迅速な伴走支援を可能とするスキームとして「中央」、「多摩」、「城西」、「城東」、「城北」、「城南」の各ブロックで開催し、お取引先に対して個社別支援を検討、継続支援を行う支援機関を決定し、現在支援を行っております。

企業のライフステージに応じた取引先企業への取り組み状況

1. 創業・新事業支援(令和7年度) ●融資実績 71件 536百万円 保証協会付創業支援融資 70件 531百万円 東京都「女性・若者・シニア向け」創業融資 1件 5百万円 (うち日本政策金融公庫との協調創業支援融資 23件 179百万円)	2. 外部機関・外部専門家等への相談等対応件数(令和7年度) 東京信用保証協会 59件 東京都中小企業振興公社 2件 東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」 3件 東京都よろず支援拠点 11件 地方公共団体・商工会議所等 17件 東京都「地域金融機関による脱炭素化支援事業」 20件 士業(中小企業診断士・会計士・税理士等) 0件 その他 29件 合計 141件
3. マッチングを通じた事業支援(令和7年度) ●大信のお客さま × 大信のお客さま : 23件(累計: 160件) ●大信のお客さま × 他信組のお客さま : 0件(累計: 5件)	4. 経営改善支援等を目的とした融資商品取組実績累計 (平成15年4月～令和8年3月) 570件 76,819百万円 (商品名:「リニューアル」・「キャピタルプラス」・「二世代」・「オーナー」等)

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨を踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	823件	1,175件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19.80%	23.01%
保証契約を解除した件数	29件	30件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

主な事業の内容・営業のご案内

主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ) 預 金	当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
	(ロ) 譲渡性預金	譲渡可能な定期預金を取扱っております。
B. 貸出業務	(イ) 貸 付	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
	(ロ) 手形の割引	商業手形、為替手形及び銀行引受手形の割引を取扱っております。 (令和8年9月30日受付分まで)
C. 商品有価証券売買業務		取扱っておりません。
D. 有価証券投資業務		預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
E. 内国為替業務		送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
F. 外国為替業務		全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する業務を行っております。
G. 社債受託及び登録業務		取扱っておりません。
H. 金融先物取引等の受託等業務		取扱っておりません。
I. 附帯業務	(イ) 債務の保証業務	
	(ロ) 有価証券の貸付業務	
	(ハ) 国債等の引受け及び 引受国債等の募集の取扱業務	
	(二) 代理業務	(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務 (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
	(ホ) 信託会社又は信託業務を営む 金融機関の業務の代理又は媒介	オリックス銀行(株)、みずほ信託銀行(株)
	(ヘ) 地方公共団体の公金取扱業務	
	(ト) 株式払込金の受入代理業務及び 株式配当金の支払代理業務	
	(チ) 保護預り及び貸金庫業務	
	(リ) 振替業	
	(ヌ) 両替	
	(ル) 保険商品の窓口販売	(a) 損害保険 ・ 住宅ローン関連の長期火災保険 ・ 店舗併用住宅関連の長期火災保険 ・ 団体傷害保険 (b) 生命保険 ・ 医療保険
	(ヲ) 電子債権記録業に係る業務	でんさいの割引を取扱っております。
	(ワ) 事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)により 行う企業価値担保権に関する信託業務	

営業のご案内

ご預金

種 類	特 色	預入金額	預入期間
総合口座	有利に増やして、便利に使える口座です。出し入れ自由の普通預金、お利息の有利な定期預金、いざという時の自動融資の3つが1冊の通帳にセットされ、自動融資は定期預金合計の90%、最高500万円までご利用できます。		
貯蓄預金	必要な時にはいつでもお引き出しできます。 Ⅰ型とⅡ型の2種類あります。	Ⅰ型基準残高 30万円、100万円、300万円 Ⅱ型基準残高 10万円	出し入れ自由
普通預金	いつでも出し入れ自由で、おサイフ代わりにお使いいただけます。 また公共料金などの自動支払いや各種カードの決済口座としてご利用できます。	1円以上	出し入れ自由
無利息型普通預金	決済用預金の3条件（無利息・要求払い・決済サービスの提供）を満たす預金です。預金保険制度により全額保護されます。	1円以上	出し入れ自由
当座預金	小切手や手形をご利用されるご預金で、代金決済に便利です。	1円以上	小切手が支払いのために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います。
納税準備預金	納税にあてる資金に限り預け入れるための預金です。利息は非課税（納税目的以外では課税）です。	1円以上	ご入金は自由 お引き出しは納税時
通知預金	まとまった資金を短期間預ける場合に利用される預金です。	1万円以上	7日以上（お引き出しの2日前にご通知ください）
〈スーパー定期〉 自由金利型 定期預金（M型）	多様な資金運用にお応えできるご預金で、短期間でも有利な運用ができ、しかも確定利回りですから安心です。	1,000円以上（1円単位）	定型方式 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年 2年・3年・4年・5年 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満
〈大口定期〉 自由金利型 定期預金	1,000万円以上の大口の資金運用に適した自由金利定期預金です。	1,000万円以上（1円単位）	定型方式 1ヵ月・3ヵ月 6ヵ月・1年・2年 3年・4年・5年 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満
期日指定 定期預金	1年ごとの複利計算で有利に大きく増やします。1年経過後は1ヵ月以上前に期日を指定していただければ自由に払い出しができる便利さを備えています。個人専用です。	1,000円以上 300万円未満（1円単位）	据置期間 1年 最長預入期間 3年
変動金利 定期預金	金利は固定金利ではなく、金融情勢によって6ヵ月ごとに変わる定期預金です。	1,000円以上（1円単位）	1年・2年・3年
据置期間後 解約自由定期預金	6ヵ月経過後に預入期間に応じた利率で自由に払い出しができる定期預金です。	1,000円以上 1,000万円未満（1円単位）	据置期間 6ヶ月 最長預入期間 5年
定期積金	ご結婚やご入学など、使途目的に合わせて、毎月一定額を無理なく積立てる、計画貯蓄に最適です。	月額 1,000円以上（1,000円単位）	積立期間 6ヵ月～5年
譲渡性預金 （NCD）	満期日前に譲渡することができるご預金で大口の余裕資金の運用に便利です。	5,000万円以上	2週間以上 2年以内
財産形成 預金	お勤め先の財産形成制度を通じ、給料やボーナスからの天引きで、自動的にまとまった財産形成ができます。財形住宅預金と財形年金預金を合わせて、元金・利息合計550万円まで非課税です。また住宅ローンもご利用いただけます。	1,000円以上	一般預金…積立期間3年以上 住宅預金・年金預金…積立期間5年以上

ご融資（個人ローン）

種 類	特 色	ご融資額	ご融資期間
アパートローン	個人賃貸用アパート・マンションの建築、増改築、借換資金にご利用ください。	3億円以内	30年以内かつ 法定耐用年数以内
フリーローン （チョイス）	お使いみちはご自由です。（事業資金は除きます）	1,000万円以内	15年以内
多目的マイカー ローン	車のご購入にお使いください。	2,000万円以内	15年以内
シルバーライフ ローン	健康で文化的な生活資金にご利用ください。（60歳以上81歳未満の方）	100万円以内	5年以内

営業のご案内

ご融資〔個人ローン〕

種 類	特 色	ご融資額	ご融資期間
カードローン (大信アラカルト)	必要なときに自由にお使いになれます。	30万円型・50万円型・100万円型・ 200万円型・300万円型・400万円型・ 500万円型	65歳まで
多目的教育ローン (まなび)	受験料・入学金・授業料などのお支払いにご利用ください。	2,000万円以内	15年以内
多目的リフォーム ローン	お住まいのリフォームにご利用ください。	2,000万円以内	15年以内
ホームローン (マイ・プラン)	1.お取引内容により特例金利がご利用になれます。 2.金利選択型〔固定金利型（5年型・10年型）、変動金利型〕 3.大信が保険料を負担する団体信用生命保険がつきます。	1億円以内	35年以内
変動金利型貸付金	お使いみちはご自由です。	1億円以内	25年以内
大型フリーローン	お使いみちはご自由です。	1億円以内	10年以内

ご融資〔事業ローン〕

種 類	特 色	ご融資額	ご融資期間
変動金利型 貸付金	事業資金にご利用ください。	ご融資限度額は定めて おりません。	設備資金25年以内 運転資金15年以内
プラスサポート 3000	東京都・保証会社と地域金融機関が連携した保証融資です。	3,000万円以内	7年以内
れんけい3000 (法人) 東京プラスサポートⅡ			
環境改善ローン 「かいてき」	職場環境改善のための設備の設置、改造、修理にご利用ください。	5,000万円以内	10年以内
サポート500	八王子商工会議所会員向け事業資金です。	500万円以内	7年以内

ご融資〔事業再生資金〕

種 類	特 色	ご融資額	ご融資期間
一般再生資金 『リニューアル』	事業再生に向けた運転資金・設備資金や財務キャッシュフロー改善のための資金です。	1億円以内（10万円単位）	運転資金 20年以内、設備 資金は残存耐用年数以内
超長期事業資金 『スーパーロング』	建築資金などの設備資金や借換え資金にご利用ください。	1億円以内（10万円単位）	設備資金 50年以内（残 存耐用年数以内、借地 権の残存年数以内）
資本対策資金 『キャピタルプラス』	資本の充実を図るために必要な長期資金や経営基盤強化に必要な 長期資金です。	5億円以内（10万円単位）	25年以内
事業者二世代ローン 『二世代』	事業を営まれている方の事業継承をするために必要な資金にご利 用ください。	1億円以内（10万円単位）	運転資金15年以内、設備 資金は対象設備の残存耐用 年数以内
賃貸ビル業肩代わ り資金 『オーナー』	資産形成資金および他金融機関の肩代わり資金です。	5億円以内（10万円単位）	運転資金10年以内、設備 資金は対象設備の残存耐用 年数以内（最高50年以内）

主な手数料一覧

令和8年7月現在

※下記手数料はすべて消費税込の金額です

振込手数料（窓口）

宛 先		金額区分	手数料
当組合本支店		5万円未満	220円
自店内宛		5万円以上	440円
他 行 宛	電信扱い	5万円未満	600円
		5万円以上	820円
	文書扱い	5万円未満	600円
		5万円以上	820円

附帯物件（通知文書）
が付された振込のみ
取扱います

送金・代金取立手数料

種 類	当組合本支店 自店内宛	他行宛
送金手数料	1件につき 440円	電信扱い1件につき 普通扱い1件につき (送金小切手) 880円 660円
振込・送金 の組戻料	1件につき 220円	1件につき 660円
代金取立手数料 (個別取立)	無料	1通につき 1,100円 但し、1,000円を超える実費を要する 場合は、その実費
取立手形組戻料	無料	1通につき 1,100円
依頼返却手数料	無料	1通につき 1,100円
不渡手形返却料	無料	1通につき 1,100円

定額自動送金

金額区分	当組合本支店	他行宛
1万円未満	110円	270円
1万円以上3万円未満	220円	490円
3万円以上	440円	710円

残高証明書等発行手数料

内 容	料 金	
残高証明書の発行（1通） 未払利息証明書の発行（1通）	550円	
取引履歴等証明書の発行	請求単位：1口座ごと	
	5年未満	1,650円
	5年以上10年以内	3,300円
	請求可能期間：10年以内	
預金証書・通帳の再発行 （1枚あるいは1冊）	1,100円	
キャッシュカードの再発行（1枚）	1,100円	

その他の手数料

内 容	料 金
貸金庫使用料	8,360円～33,000円
国債の口座管理手数料	無料
会場使用料・株式等払込手数料	規定料金に消費税(10%)を加えた料金

振込手数料（ATM）

種類	利用時間帯	金額区分	利用カード種類				現 金	
			当組合カード		提携金融機関 カード		当組合 支店宛・ 自店内宛	他行宛
			当組合 支店宛・ 自店内宛	他行宛	当組合 支店宛・ 自店内宛	他行宛		
平日	8:00～8:45	5万円未満	110円	380円	330円	600円	利用できません	
		5万円以上	330円	600円	550円	820円		
	8:45～18:00 *提携金融機関	5万円未満	110円	380円	220円	490円	110円	380円
		5万円以上	330円	600円	440円	710円	330円	600円
	18:00～21:00	5万円未満	110円	380円	330円	600円	利用できません	
		5万円以上	330円	600円	550円	820円		
土曜日	8:45～14:00 *提携金融機関	5万円未満	110円	380円	220円	490円		
		5万円以上	330円	600円	440円	710円		
	14:00～17:00	5万円未満	110円	380円	330円	600円		
		5万円以上	330円	600円	550円	820円		
日曜日 祝日	8:45～17:00 *提携金融機関	5万円未満	220円	490円	330円	600円		
		5万円以上	440円	710円	550円	820円		
年末 日	8:45～17:00 *提携金融機関	5万円未満	110円	380円	330円	600円		
		5万円以上	330円	600円	550円	820円		

*提携金融機関・・・取り扱いには9：00からとなります。

◎大信・提携金融機関とも、店舗により利用日、利用時間帯が異なります。

◎現金振込(平日)は8：45～15：00までとなります。

◎振込金額は当組合カードでは50万円までですが、限度額変更により200万円までお振込みいただけます。

(他金融機関カードは発行金融機関の限度額まで)

ATM利用手数料（お引出/ご入金1回につき）

種類	利用時間帯	当組合 カード 通帳	提携信 用組合 カード	提携金 融機関 カード	郵貯 カード	キャッシング (クレジット カード)
平日	8:00～8:45	無料	220円	220円	220円	無料
	8:45～18:00		※	110円	110円	
	18:00～21:00		220円	220円	220円	110円
土曜日	8:45～9:00	無料	お取扱いできません			
	9:00～14:00		※	110円	110円	無料
	14:00～17:00		220円	220円	220円	110円
日祝日・ 年末日	8:45～9:00	日祝日 110円	お取扱いできません			
	9:00～17:00	年末日 無料				
			220円	220円	220円	110円

※お引出の場合、提携信用組合は平日8：45～18：00と土曜日9：00～14：00は無料となります。

ご入金の場合、提携信用組合は平日8：45～18：00と土曜日9：00～14：00は110円となります。

◎提携信用組合・記帳可能な信用組合については、窓口にお尋ねください。

◎1日あたりのお引出は50万円までですが、お引出の限度額変更により200万円までお引出ができます。

(他金融機関カードは発行金融機関の限度額まで)

◎ご入金は1回毎に99万円(入金枚数99枚)までご利用できます。

◎大信・提携金融機関とも、店舗により利用日・利用時間帯が異なります。

◎クレジットカードのお借入またはご返済金額が1万円以下の場合
は、110円となる場合があります。

※下記手数料はすべて消費税込の金額です

インターネット・モバイルバンキング年間利用手数料

年間利用手数料	1,320円	代表利用口座より、毎年、お申込月の第一営業日に口座振替により引落させていただきます。 なお、申込後1年間は無料とさせていただきます、2年目より向こう1年間分を引落させていただきます。
---------	--------	--

ビジネスバンキング月額基本料

照会・振込振替サービス	1,100円	代表口座より毎月10日(休日の場合は翌営業日)に口座振替により引落させていただきます。
照会・振込振替サービス + データ伝送サービス	2,750円	

振込手数料(インターネット・モバイルバンキング)

宛先	振込・振替・総合振込 5万円未満	振込・振替・総合振込 5万円以上	給与(賞与)振込
自店内宛	無料	無料	無料
当組合本店	110円	220円	無料
他金融機関	330円	440円	55円

※総合振込および給与(賞与)振込は、ビジネスバンキングでデータ伝送サービスをご契約いただいているお客さまのみが対象となります。

融資関係手数料

内 容		料 金	
1. 不動産担保事務取扱い			
(1) 新規設定	東京都内	(1件)	55,000円
	東京都外	(1件)	77,000円
(2) 極度額変更・追加担保・担保差替	(1件)		11,000円
(3) 不動産担保抹消手数料（（根）抵当権1件につき）5,500円 ※抹消同行の場合 都内11,000円 左記以外22,000円（上記手数料含む）			
2. 各種ローン事務取扱い			
(1) 証書貸付（小口消費者ローンを除く、返済期間5年超の契約）			
① 繰上げ返済	繰上返済手数料	他行借換により返済する場合 （保証付・ホームローン除く）	
ア.ご融資後3年以内	22,000円	債務残高×1.5%（不課税）	
イ. // 3年超5年以内	11,000円	債務残高×1.0%（不課税）	
ウ. // 5年超	5,500円	債務残高×0.5%（不課税）	
② 一部繰上返済及びそれに伴う返済方法の変更			5,500円
③ 固定・変動金利選択型融資の固定金利選択手数料			5,500円
(2) 新規融資事務手数料 ※不動産プロジェクト新規融資事務手数料の場合 33,000円			1,100円
(3) 返済予定表再発行手数料			1,100円
(4) ローンカード再発行手数料			1,100円
(5) 支払利息証明書発行手数料			220円
(6) 融資条件変更手数料			5,500円

○手数料に変更があった場合は、変更後の手数料を適用させていただきます。但し、金銭消費貸借証書(特約付)でのご契約で手数料内容の記載がある場合は、記載内容の手数料とします。

○融資条件変更手数料は、手形貸付・証書貸付における返済方法を変更された場合の手数料です。

円貨両替手数料・新券両替手数料(窓口)

ご希望の金種の合計枚数	料 金
1枚～200枚	330円
201枚～400枚	550円
401枚～1,000枚	880円
1,001枚以上	※以降200枚まで毎に330円加算します

◎取扱枚数は、お客さまのお持ちいただいた紙幣・硬貨の枚数と両替された紙幣・硬貨の枚数の多い方を基に手数料を計算いたします。
◎現金払戻しに金種を指定した場合は、指定枚数に応じた手数料となります。

円貨両替機利用手数料(両替機設置店舗)

ご希望の金種の合計枚数	料 金
1枚～200枚	300円
201枚～400枚	500円
401枚～1,000枚	800円

※十条銀座出張所、三軒茶屋支店は硬貨の両替はできません。

個人データ開示手数料

内 容		料 金
基本料金(氏名・住所・生年月日・電話番号)		1,100円
追加1項目につき		330円
取引明細 (取引履歴)	請求単位:1口座ごと	
	5年未満	1,650円
	5年以上10年以内	3,300円
	請求可能期間:10年以内	

「主債務の履行状況に関する情報のご提供」手数料

内 容	料 金
主債務者1名につき	2,200円

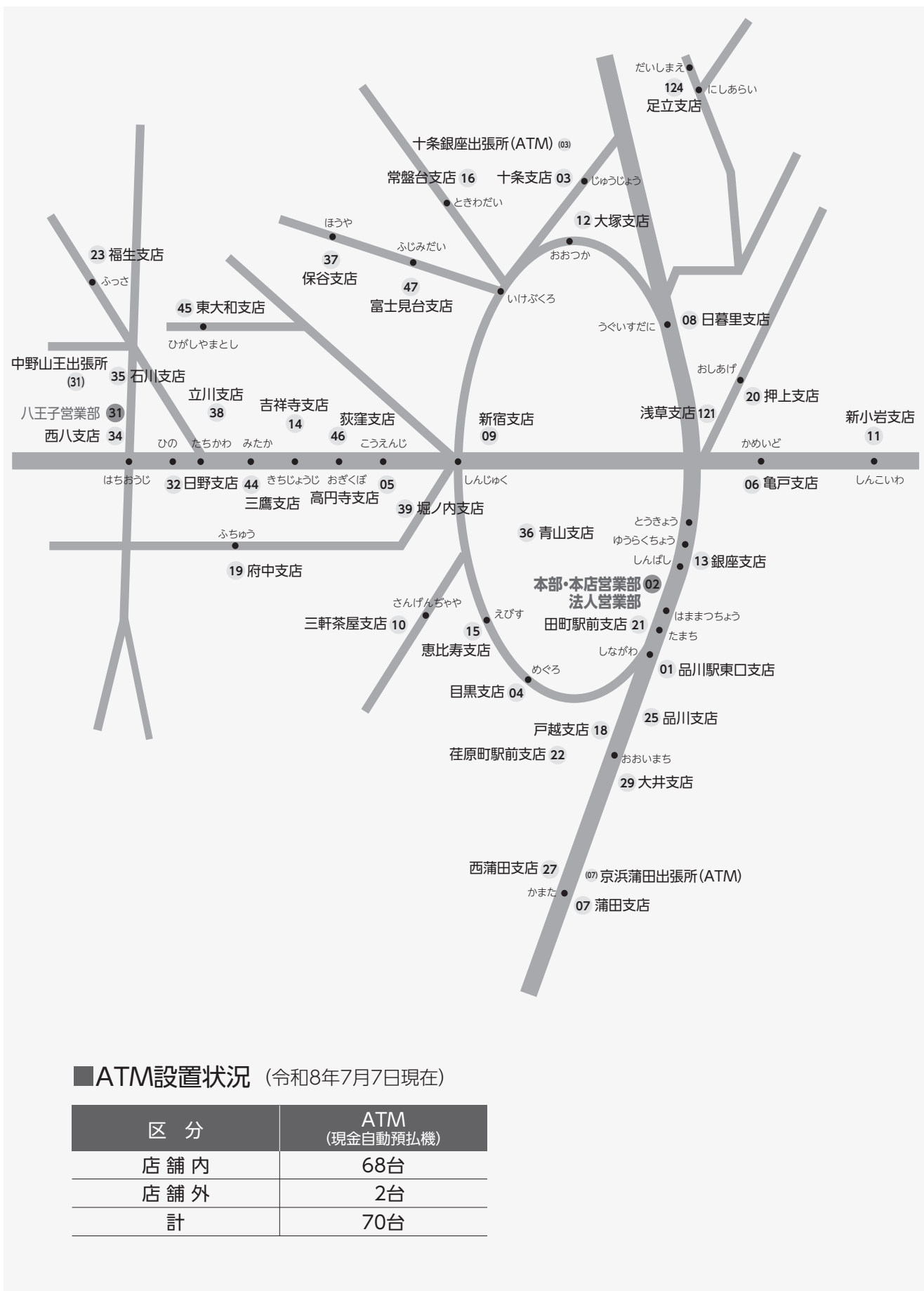
※本ページ掲載の手数料は令和8年7月現在のものです。最新の手数料につきましては、当組合Webサイトをご覧ください。

URL ▶ <https://www.daisin.co.jp/fee/index.html>



地域社会に密着する大信の店舗網

営業地区 東京都一円（離島を除く）



店舗一覧

令和8年7月7日現在

本 部	〒105-8610	港区東新橋2-6-10	☎03(3436)0111(代)
●本店営業部 (法人営業部)	〒105-8610	港区東新橋2-6-10	☎03(3436)0121(代)
○品川駅東口支店	〒108-0075	港区港南2-3-1	☎03(3474)8326(代)
●十条支店	〒114-0034	北区上十条2-31-1	☎03(3907)5111(代)
○目黒支店	〒153-0064	目黒区下目黒6-18-25	☎03(3711)5656(代)
●高円寺支店	〒166-0003	杉並区高円寺南4-45-4	☎03(3318)1111(代)
○亀戸支店	〒136-0071	江東区亀戸1-27-9	☎03(3685)3351(代)
○蒲田支店	〒144-0052	大田区蒲田4-22-17	☎03(3732)3221(代)
○日暮里支店	〒116-0014	荒川区東日暮里5-11-5	☎03(3802)8181(代)
○新宿支店	〒160-0022	新宿区新宿5-1-1	☎03(3356)2151(代)
○三軒茶屋支店	〒154-0024	世田谷区三軒茶屋2-14-10	☎03(3424)3181(代)
○新小岩支店	〒124-0023	葛飾区東新小岩5-2-6	☎03(3691)9536(代)
●大塚支店	〒170-0004	豊島区北大塚1-34-12	☎03(3918)6411(代)
○銀座支店	〒104-0061	中央区銀座2-12-9	☎03(3542)8051(代)
○吉祥寺支店	〒180-0004	武蔵野市吉祥寺本町4-10-10	☎0422(22)9221(代)
●恵比寿支店	〒150-0021	渋谷区恵比寿西2-7-8	☎03(3463)0561(代)
○常盤台支店	〒174-0063	板橋区前野町2-4-2	☎03(3969)2535(代)
●戸越支店	〒142-0041	品川区戸越2-6-1	☎03(3786)5121(代)
○府中支店	〒183-0023	府中市宮町1-33-11	☎042(363)7511(代)
○押上支店	〒130-0002	墨田区業平4-1-2	☎03(3625)5001(代)
●田町駅前支店	〒108-0014	港区芝5-16-2	☎03(3453)3201(代)
●荏原町駅前支店	〒142-0053	品川区中延5-1-1	☎03(3786)8161(代)
○福生支店	〒197-0011	福生市福生1004	☎042(553)0611(代)
●品川支店	〒140-0004	品川区南品川2-17-6	☎03(3474)1333(代)
○西蒲田支店	〒146-0094	大田区東矢口3-20-5	☎03(3738)1106(代)
○大井支店	〒140-0011	品川区東大井6-9-6	☎03(5493)1911(代)
●八王子営業部 西八支店	〒192-0081	八王子市横山町24-1	☎042(642)0201(代)
◎中野山王出張所	〒192-0042	八王子市中野山王3-5-9	☎042(626)4111(代)
○日野支店	〒191-0011	日野市日野本町2-18-11	☎042(582)2121(代)
○西八支店	〒193-0835	八王子市千人町2-3-18	☎042(661)6221(代)
○石川支店	〒192-0032	八王子市石川町522-4	☎042(646)3011(代)
○青山支店	〒107-0061	港区北青山2-12-32	☎03(3401)0145(代)
●保谷支店	〒178-0064	練馬区南大泉4-55-5	☎03(3924)3311(代)
○立川支店	〒190-0011	立川市高松町2-11-24	☎042(524)6681(代)
○堀ノ内支店	〒166-0013	杉並区堀ノ内3-3-15	☎03(3311)1141(代)
●三鷹支店	〒181-0013	三鷹市下連雀3-35-1	☎0422(48)2311(代)
○東大和支店	〒207-0014	東大和市南街3-55-8	☎042(567)2011(代)
○荻窪支店	〒167-0043	杉並区上荻1-19-9	☎03(3391)1931(代)
●富士見台支店	〒177-0034	練馬区富士見台2-18-5	☎03(3999)7163(代)
○浅草支店	〒111-0034	台東区雷門2-17-14	☎03(3842)2011(代)
○足立支店	〒123-0845	足立区西新井本町4-8-16	☎03(3898)2111(代)

店舗外ATM(無人)

- 京浜蒲田出張所 〒144-0052 大田区蒲田4-5-7
- 十条銀座出張所 〒114-0031 北区十条仲原1-5-9

ATMコーナー

平日は全店稼働しております。休日等の稼働については次のとおりになっております。

- 印店舗：土・日・祝日・年末日稼働
- ◎印店舗：土・日・年末日稼働
- 印店舗：土・年末日稼働

〔 祝日稼働は、お正月の1月1日
～3日を含みます。 〕

大信の沿革

				歴代 理事長
1950年 ～ 1959年	1952年	8月	東京蓄産信用協同組合を、港区芝高浜町に設立	1952年9月 森下理事長
	1952年	9月	東京蓄産信用協同組合の業務開始 (9月6日を創立記念日と定める)	
	1953年	6月	東京蓄産信用協同組合を東京蓄産信用組合に改称	
	1955年	8月	日東信用組合を吸収合併、これを機に地域信用組合に転換	
	1959年	10月	組合名を大東京信用組合に改称	
1960年 ～ 1969年	1962年	2月	預金量70億円突破、全国信用組合中第1位となる	1975年2月 関水理事長
	1962年	9月	創立10周年を記念し、「財団法人あすなろ会」を創設	
	1963年	3月	預金量100億円突破	
1970年 ～ 1979年	1970年	4月	営業時間を平日午後7時までに変更	
	1972年	11月	新本店を港区東新橋2丁目に建設・移転	
	1973年	9月	第一次オンライン(預金)稼働	
	1973年	12月	預金量1,000億円突破	
	1975年	2月	初代理事長森下長平の逝去により関水誠が第2代理事長に就任	
1980年 ～ 1989年	1983年	2月	新オンラインシステム稼働	1995年5月 平井理事長
	1983年	3月	ATM(現金自動預払機)第一号稼働(1984年7月全店設置完了)	
1990年 ～ 1999年	1988年	4月	「国債窓販」業務(代理方式)取扱を開始	
	1992年	4月	日本銀行歳入復代理店として認可	
	1992年	5月	関水理事長が全国信用協同組合連合会の理事長に就任	
	1994年	4月	国債窓販業務がスタート	
	1994年	4月	日本銀行歳入復代理店として全店が許可を受ける	
	1995年	5月	関水会長・平井理事長新体制スタート	1998年6月 石井理事長
	1997年	4月	午後7時までの営業時間を午後4時までに変更	
	1997年	5月	自営オンラインから共同オンライン(SKC)に移行	
	1997年	5月	関水前理事長「勲四等」に叙せられ「旭日小綬章」受章	
	1998年	6月	平井会長・石井理事長新体制スタート	
2000年 ～ 2009年	1998年	11月	品川信用組合の事業譲受けを完了(6店舗譲受け)	2006年6月 中津川理事長
	2001年	5月	振興信用組合の事業譲受けを完了(6店舗譲受け)	
	2002年	5月	三栄信用組合の事業譲受けを完了(7店舗譲受け)	
	2002年	7月	第三信用組合の事業の一部譲受けを完了(1店舗譲受け)	
	2002年	11月	(財)あすなろ会と共催で第1回合同時局講演会を開催 (2026年5月までに21回開催)	
	2003年	3月	多摩地区の企業経営者組織「だいしん経営研究会」(しん研)発足	2010年6月 安田理事長
	2006年	6月	中津川理事長新体制スタート	
	2006年	11月	石井前理事長「黄綬褒章」受章	
	2007年	12月	東京建設信用組合と合併	
	2009年	6月	中津川理事長が全国信用組合中央協会の会長に就任	
2010年 ～ 2019年	2009年	6月	多摩地区の若手企業経営者組織「だいしん経営研究会青年部会」(しん研青年部会) 第1回総会開催	2016年6月 柳沢理事長
	2010年	6月	中津川会長・安田理事長新体制スタート	
	2011年	6月	大信のイメージキャラクター誕生	
	2012年	4月	中津川会長「旭日小綬章」受章	
	2012年	9月	預金量5,000億円を達成	
	2012年	11月	「経営革新等支援機関」の第一号認定を受ける	2020年6月 内田理事長
	2013年	6月	安田理事長新体制スタート	
	2013年	10月	城南地区の若手企業経営者組織「大信ひまわりの会城南ブロック」発足 (2015年3月までに城西・城東・城北・中央各ブロックが発足)	
	2014年	10月	日本政策金融公庫と業務提携	
	2015年	7月	大信イメージキャラクターの名前が「大くん」、「心ちゃん」に決定	
2020年 ～	2015年	12月	北部信用組合と合併	2024年6月 兼柳沢会長
	2016年	6月	安田会長・柳沢理事長新体制スタート	
	2016年	11月	信用組合業界で初めて「新現役交流会」を開催(2025年10月までに8回開催)	
	2017年	4月	柳沢理事長が関東信用組合連合健康保険組合の理事長に就任	
	2020年	5月	柳沢理事長が東京都信用組合協会の会長に就任	
	2020年	6月	柳沢会長・内田理事長新体制スタート	2026年6月
	2021年	6月	柳沢会長が全国信用組合中央協会の会長に就任	
	2022年	9月	創立70周年を迎える	
	2023年	10月	午後4時までの営業時間を午後3時までに変更	
	2024年	6月	柳沢会長兼理事長新体制スタート	
	2025年	4月	柳沢会長兼理事長「旭日小綬章」受章	
	2025年	7月	信用組合初の東京チームサポートアシスト会議(中央ブロック)を開催 (令和7年度内に各ブロックにて開催)	
	2026年	6月	柳沢会長兼理事長が全国信用協同組合連合会の会長に就任	

財務諸表

令和7年度決算の概況

【経営環境】

令和7年度の国内経済は、米国の通商政策による影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善、企業の設備投資・輸出の増加等により、緩やかな回復基調を維持する一年となりましたが、ここへ来て各地域での地政学リスクが顕在化しつつあり、先行きの不透明感は増しております。そのような状況下で、生活者の賃金・所得の伸びが物価上昇を上回る状況には至らず、個人消費は力強さを欠いた状態が続きました。また、金融環境におきましては、昨年末に日本銀行が再度の政策金利の引き上げを実施し、「金利ある世界」が定着した一年となりました。

令和8年度の国内経済は、賃上げの継続による所得環境の改善や政府による各種政策の効果により、回復基調の継続が見込まれるものの、米国の通商政策の動向や中東地域における紛争の行方など、世界的な政治・経済情勢の不確実性が高くなる中で懸念材料は増しております。

こうした状況下、当組合の主要なお取引先である中小企業・小規模事業者の多くは、円安・物価高に加え原油価格の高騰、賃上げの継続によるコスト負担、人手不足や後継者難への対応など、多岐にわたる経営課題に直面しており、依然として厳しい経営環境下に置かれています。

当組合としましては、昨年末に金融庁より示された「地域金融力強化プラン」に基づき、協同組織金融機関としての“信組らしさ”を発揮し、お取引先の抱える課題解決に向けた継続的な伴走支援を実施するとともに、最終年度となるMTHプラン達成に向け、従前にも増して役職員一同全力で取り組んでまいります。

【令和7年度の業績】

1. 損益の状況

業務純益、コア業務純益、経常利益、当期純利益ともに事業計画値を上回る結果となりました。今後とも安定的な収益構造の構築に向けて努めてまいります。

2. 資産・負債の状況

預金積金残高は多くのお取引先の皆さまからご信頼をいただき、前事業年度を上回る6,695億円となりました。

また、貸出金残高は前事業年度を上回る3,364億円となりました。今後もお取引先からのニーズに対して安定的な資金供給に努めてまいります。

3. 自己資本比率の状況

金融機関の健全性・安全性の指標となる自己資本比率は、分子となる自己資本の額が内部留保の増加等により13億91百万円増加したことから、10.89%と前事業年度に対し0.25ポイント上昇しました。国内のみで業務を行う金融機関に求められる4%を大きく上回っており、十分な健全性・安全性を維持しております。

主要な経営指標等の推移

(単位：利益等は千円、残高等は百万円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利 益 等	経常収益	10,168,679	10,222,442	10,381,439	11,751,733	13,928,380
	経常利益	2,504,269	2,327,990	2,715,016	2,096,476	2,514,982
	当期純利益	1,621,595	1,840,866	1,578,854	1,774,926	1,854,725
	出資に対する配当金	258,182	378,329	244,204	238,574	235,118
	出資に対する配当率	2.0%	3.0%	2.0%	2.0%	2.0%
残 高	預金積金残高	649,658	650,828	653,362	661,433	669,525
	貸出金残高	343,487	338,589	338,783	330,025	336,468
	有価証券残高	131,131	142,258	151,853	160,569	164,993
	総資産額	690,873	691,087	696,081	702,706	713,313
等	純資産額	36,612	36,488	38,891	37,217	39,327
	自己資本比率	9.75%	9.85%	9.90%	10.64%	10.89%
	出資総額	14,295	13,935	13,647	13,452	13,185
	出資総口数	12,745,099口	12,385,834口	12,097,426口	11,902,535口	11,635,299口
		職員数	593人	580人	567人	550人

(注) 残高計数は期末日現在のものです。

財務諸表

●財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度末	令和7年度末
	金 額	金 額
(資産の部)		
現金	8,439,728	7,239,716
預け金	184,971,498	187,581,830
有価証券	160,569,523	164,993,870
国債	22,428,550	18,961,700
地方債	8,811,780	10,592,110
社債	87,952,034	92,316,570
株式	10,311,507	12,974,434
その他の証券	31,065,651	30,149,056
貸出金	330,025,798	336,468,367
割引手形	334,607	186,107
手形貸付	5,949,202	3,395,440
証書貸付	322,234,407	331,578,278
当座貸越	1,507,580	1,308,540
その他資産	6,944,834	5,685,315
未決済為替貸	359,273	284,660
全信組連出資金	2,932,300	2,932,300
前払費用	58,692	79,536
未収収益	604,936	697,415
その他の資産	2,989,631	1,691,402
有形固定資産	10,081,483	9,966,613
建物	2,689,465	2,580,497
土地	6,680,203	6,680,203
リース資産	19,472	12,934
その他の有形固定資産	692,342	692,978
無形固定資産	1,706,862	1,651,934
ソフトウェア	262,761	208,022
借地権	1,414,953	1,414,953
その他の無形固定資産	29,147	28,959
繰延税金資産	921,518	723,774
債務保証見返	52,522	43,595
貸倒引当金	△1,007,733	△1,041,938
(うち個別貸倒引当金)	(△709,168)	(△756,087)
資産の部合計	702,706,035	713,313,079

科 目	令和6年度末	令和7年度末
	金 額	金 額
(負債の部)		
預金積金	661,433,199	669,525,252
当座預金	9,608,316	9,822,690
普通預金	239,415,064	247,062,966
貯蓄預金	803,736	732,015
通知預金	700,942	1,026,863
定期預金	388,163,622	389,389,283
定期積金	18,780,582	16,891,884
その他の預金	3,960,935	4,599,550
その他負債	3,039,659	3,452,160
未決済為替借	115,100	148,276
未払費用	578,278	1,162,184
給付補填備金	4,006	8,780
未払法人税等	408,000	428,000
前受収益	314,512	356,831
払戻未済金	458,078	525,659
払戻未済持分	63,926	75,720
職員預り金	279,387	246,835
リース債務	21,383	14,208
資産除去債務	175,012	176,344
その他の負債	621,974	309,319
賞与引当金	232,887	242,290
退職給付引当金	144,258	47,165
役員退職慰労引当金	283,756	322,386
偶発損失引当金	173,727	221,178
再評価に係る繰延税金負債	128,259	131,757
債務保証	52,522	43,595
負債の部合計	665,488,270	673,985,785
(純資産の部)		
出資金	13,452,535	13,185,299
普通出資金	11,902,535	11,635,299
その他の出資金	1,550,000	1,550,000
資本剰余金	1,050,000	1,050,000
資本準備金	1,050,000	1,050,000
利益剰余金	23,867,022	25,483,173
利益準備金	5,582,700	5,827,700
その他利益剰余金	18,284,322	19,655,473
特別積立金	15,840,000	17,140,000
(経営基盤強化積立金)	(15,840,000)	(17,140,000)
当期末処分剰余金	2,444,322	2,515,473
組合員勘定合計	38,369,557	39,718,472
その他有価証券評価差額金	△1,483,740	△719,627
土地再評価差額金	331,947	328,450
評価・換算差額等合計	△1,151,793	△391,177
純資産の部合計	37,217,764	39,327,294
負債及び純資産の部合計	702,706,035	713,313,079

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	金 額	金 額
経常収益	11,751,733	13,928,380
資金運用収益	9,944,807	11,491,982
貸出金利息	7,219,439	7,881,469
預け金利息	418,854	921,809
有価証券利息配当金	2,181,781	2,596,845
その他の受入利息	124,731	91,858
役務取引等収益	434,755	507,655
受入為替手数料	119,777	120,015
その他の役務収益	314,977	387,640
その他業務収益	65,199	162,302
国債等債券売却益	3,971	98,867
国債等債券償還益	—	1,786
その他の業務収益	61,227	61,648
その他経常収益	1,306,971	1,766,439
償却債権取立益	86,203	323
株式等売却益	1,192,379	1,748,134
その他の経常収益	28,388	17,980
経常費用	9,655,257	11,413,397
資金調達費用	580,568	1,881,212
預金利息	577,861	1,871,703
給付補填備金繰入額	1,290	8,193
その他の支払利息	1,416	1,315
役務取引等費用	244,676	244,794
支払為替手数料	40,046	40,195
その他の役務費用	204,630	204,599
その他業務費用	1,500,738	991,400
国債等債券売却損	1,497,546	986,720
その他の業務費用	3,191	4,680
経費	6,901,263	6,997,309
人件費	4,129,929	4,151,659
物件費	2,462,091	2,524,973
税金	309,241	320,676
その他経常費用	428,009	1,298,681
貸倒引当金繰入額	185,176	179,087
貸出金償却	8,588	—
株式等売却損	3,852	833,446
その他の経常費用	230,391	286,147
経常利益	2,096,476	2,514,982
特別利益	404,495	1,613
固定資産処分益	404,495	9
その他の特別利益	—	1,603
特別損失	3,034	23,501
固定資産処分損	3,034	21,897
その他の特別損失	—	1,603
税引前当期純利益	2,497,938	2,493,094
法人税、住民税及び事業税	689,615	725,242
法人税等調整額	33,395	△86,874
法人税等合計	723,011	638,368
当期純利益	1,774,926	1,854,725
繰越金（当期首残高）	669,395	660,748
当期末処分剰余金	2,444,322	2,515,473

財務諸表

● 貸借対照表の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については事業年度末の市場価格に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法は公示価格を基準として計上しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
その他	5年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 外貨建の資産は、当事業年度末の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分償却）しており、その金額は531百万円であります。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定期間における平均値による貸倒実績率に基づき算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症及び円安・物価高騰等によって事業活動に影響を受けていると認めた債務者に係る債権の予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定期間における最大値による貸倒実績率に基づき算定しております。

要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定期間における平均値による貸倒実績率に基づき算定しております。また、新型コロナウイルス感染症及び円安・物価高騰等によって事業活動に影響を受けていると認めた債務者に係る債権の予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定期間における平均値に必要な修正を加えた貸倒実績率に基づき算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

（退職給付制度の概要）

確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

（退職給付債務に関する事項）

退職給付債務	△	2,145百万円
年金資産		3,474
未積立退職給付債務		1,329
未認識数理計算上の差異	△	1,376
退職給付引当金	△	47

（退職給付債務等の計算の基礎に関する事項）

割引率 2.92% 長期期待運用収益率 1.00%

期首時点の計算において適用した割引率は1.26%でありましたが、期末時点において再検討を行った結果、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.92%に変更しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金及び保証会社との契約に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,021百万円、危険債権額は8,606百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

- 債権のうち、三月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

- 債権のうち、貸出条件緩和債権額は523百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は10,151百万円であります。

なお、13.から16.に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 7,613百万円
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、186百万円です。
- その他の出資金1,550百万円は、平成19年12月10日に行った旧東京建設信用組合との合併により承継した優先出資金500百万円を平成20年3月28日に、平成14年3月29日に発行した優先出資金1,050百万円を平成23年10月3日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資金からその他の出資金に振替えたものであります。

20. 出資1口当たりの純資産額 3,379円99銭
21. 公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引、支援基金取引等のために預け金26,677百万円を担保として提供しております。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、融資業務取扱要綱及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び特に管理を要する先への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部を始めとする融資関連部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理部が業種別の運用状況等を測定し検証しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する各種リスク管理の基本的な方針については理事会において審議し、当該方針に基づいたリスク管理方法や手続等の詳細を明記した諸規程に従い、ALM委員会において決定された運用方針に沿って、常務会管理の下、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、適宜、理事会等に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部及びリスク管理部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債のうち本業の資金収支の核となる「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」について、期末後1年間の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の「預け金」及び「預金積金」については、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いており、「貸出金」については種類・資金用途・商品区分に応じた金利変動幅を用いております。「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」について、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.1%）上昇したと想定した場合の時価は、543百万円減少するものと把握しております。

当変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	187,581	183,041	△4,540
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券（*）	164,725	164,725	—
(3) 貸出金	336,468	335,184	
貸倒引当金	△1,033		
	335,434	335,184	△249
金融資産計	687,742	682,952	△4,789
(1) 預金積金	669,525	669,827	301
金融負債計	669,525	669,827	301

（*）その他有価証券には市場価格のない非上場株式は含めておりません。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに元利金の合計を市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格を時価としております。取引所の価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.に記載しております。

財務諸表

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金等を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	267
全信組連出資金（＊2）	2,932
合 計	3,200

（＊1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	142,581	37,000	—	8,000
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	12,334	55,349	51,254	6,352
貸出金（＊）	99,171	118,284	48,277	61,126
合 計	254,087	210,634	99,532	75,479

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(＊)	617,764	51,735	19	5
合 計	617,764	51,735	19	5

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めておりません。

2 4．有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	10,827百万円	5,399百万円	5,428百万円
そ の 他	25,729	22,502	3,227
小 計	36,557	27,901	8,655

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	1,879百万円	2,247百万円	△ 368百万円
債 券	121,970	130,673	△8,702
国 債	18,961	21,374	△2,412
地 方 債	10,592	11,599	△1,007
社 債	92,316	97,599	△5,282
外国債券	99	100	△ 0
そ の 他	4,319	4,912	△ 593
小 計	128,168	137,832	△9,664

合 計 164,725 165,734 △1,008

(注) 貸借対照表計上額は上記2.に記載した方針に基づく時価により計上しております。

2 5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

2 6．当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
22,301百万円	1,847百万円	1,820百万円

2 7．その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	12,334百万円	54,945百万円	49,540百万円	5,150百万円
国 債	—	7,808	6,545	4,608
地 方 債	99	—	10,492	—
社 債	12,134	47,136	32,503	541
外国債券	99	—	—	—
そ の 他	—	404	1,713	1,202
合 計	12,334	55,349	51,254	6,352

2 8．当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,918百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,918百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
固定資産	311百万円
その他有価証券評価差額金	288
貸倒引当金	161
役員退職慰労引当金	92
賞与引当金	69
偶発損失引当金	63
資産除去債務	50
有価証券	27
その他	97
繰延税金資産小計	1,161
評価性引当額	395
繰延税金資産合計	766
繰延税金負債	
貸出金	20
その他	21
繰延税金負債合計	42
繰延税金資産の純額	723

30. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金 1,041百万円
貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の返済能力見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の返済能力見通し」は、各債務者の現状の業績及び将来の業績見通し等を反映し、個別に返済能力を評価し、設定しております。

新型コロナウイルス感染症による影響については収束しているものの、円安・物価高騰等の影響も加わり、貸出金等の信用リスクに対する影響は暫くの間継続するものと想定しております。当該想定に基づき、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるものと仮定しております。

なお、貸倒引当金の見積りに係る仮定には不確実性が高く、貸出先の返済能力への影響の程度や期間について見通すことは容易ではなく、貸出先を取り巻く環境や経営状況等が変化した場合においては、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

● 損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 154円29銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	金 額	金 額
当期末処分剰余金	2,444,322,352	2,515,473,444
剰余金処分額	1,783,574,269	1,687,118,180
利益準備金	245,000,000	252,000,000
普通出資に対する配当金	238,574,269	235,118,180
特別積立金	1,300,000,000	1,200,000,000
経営基盤強化積立金	1,300,000,000	1,200,000,000
繰越金（当期末残高）	660,748,083	828,355,264

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。

財務諸表の適正性、内部監査の有効性に対する経営者責任の明確化について

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月22日
大東京信用組合

会長兼理事長 柳 沢 祥 二

財務データ

組合員数・普通出資金の推移 (単位：人、千円)

	令和6年度末		令和7年度末	
	組合員数	普通出資金	組合員数	普通出資金
個人	77,297	8,742,142	75,140	8,428,964
法人	15,996	3,160,393	16,045	3,206,335
合計	93,293	11,902,535	91,185	11,635,299

普通出資配当 (単位：％)

	令和6年度	令和7年度
普通出資に対する配当率	2.0	2.0

業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円、％)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	9,944,807	11,491,982
資金調達費用	580,568	1,881,212
資金運用収支	9,364,238	9,610,770
役務取引等収益	434,755	507,655
役務取引等費用	244,676	244,794
役務取引等収支	190,078	262,861
その他業務収益	65,199	162,302
その他業務費用	1,500,738	991,400
その他業務収支	△1,435,539	△829,097
業務粗利益	8,118,777	9,044,533
業務粗利益率	1.21％	1.29％
業務純益	1,167,700	2,005,076
実質業務純益	1,212,208	1,992,361
コア業務純益	2,705,783	2,878,427
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,705,783	2,878,427

(注)

- 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
- 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
- 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
- コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

資金運用・調達勘定の平均残高等 (単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・％)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用 勘定	令和6年度	669,960	9,944,807	1.48
	令和7年度	696,971	11,491,982	1.64
うち 貸出金	令和6年度	331,448	7,219,439	2.17
	令和7年度	328,056	7,881,469	2.40
うち 預け金	令和6年度	183,450	418,854	0.22
	令和7年度	197,408	921,809	0.46
うち 有価証券	令和6年度	152,128	2,181,781	1.43
	令和7年度	168,573	2,596,845	1.54
資金調達 勘定	令和6年度	648,910	580,568	0.08
	令和7年度	673,731	1,881,212	0.27
うち 預金積金	令和6年度	648,626	579,151	0.08
	令和7年度	673,468	1,879,897	0.27

役務取引の状況 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	434,755	507,655
受入為替手数料	119,777	120,015
その他の受入手数料	314,797	387,451
その他の役務取引等収益	180	188
役務取引等費用	244,676	244,794
支払為替手数料	40,046	40,195
その他の支払手数料	3,285	4,143
その他の役務取引等費用	201,344	200,455

受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	539,256	1,547,175
支払利息の増減	337,225	1,300,643

貸出金償却額 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	40 (8)	12 (一)

(注) () 内数値は目的使用による取崩額を相殺した後の金額で、損益計算書の貸出金償却の額と一致します。

その他業務収益の内訳 (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国債等債券売却益	3,971	98,867
国債等債券償還益	—	1,786
その他の業務収益	61,227	61,648
合 計	65,199	162,302

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	4,129,929	4,151,659
報酬給料手当	3,460,136	3,518,250
退職給付費用	40,319	19,785
社会保険料	529,569	537,091
その他	99,904	76,532
物 件 費	2,462,091	2,524,973
事務費	1,015,459	1,017,900
固定資産費	654,361	699,786
事業費	167,630	178,046
人事厚生費	50,842	61,686
預金保険料	94,503	96,319
その他	479,296	471,234
税 金	309,241	320,676
合 計	6,901,263	6,997,309

総資金利鞘等

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)	1.48	1.64
資金調達原価率 (b)	1.15	1.32
総資金利鞘 (a－b)	0.33	0.32

預金種目別平均残高

(単位：百万円、％)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比
流動性預金	248,014	38.2	253,168	37.6
定期性預金	400,612	61.8	420,299	62.4
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	648,626	100.0	673,468	100.0

総資産利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.30	0.35
総資産当期純利益率	0.25	0.25

(注)

総資産経常
(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金科目別残高・員外預金比率

(単位：百万円、％)

科 目	令和6年度末				令和7年度末			
	金 額 (A)	構 成 比	員外預金(B)	員外比率(B/A)	金 額 (A)	構 成 比	員外預金(B)	員外比率(B/A)
当座預金	9,608	1.5	67	0.69	9,822	1.5	43	0.44
普通預金	239,415	36.2	50,768	21.20	247,062	36.9	50,333	20.37
貯蓄預金	803	0.1	214	26.63	732	0.1	212	28.97
通知預金	700	0.1	1	0.16	1,026	0.2	7	0.74
定期預金	388,163	58.7	51,708	13.32	389,389	58.1	52,459	13.47
(うち自由金利)	(388,094)	(58.7)	(51,661)	(13.31)	(389,319)	(58.1)	(52,411)	(13.46)
定期積金	18,780	2.8	1,413	7.52	16,891	2.5	1,145	6.78
その他の預金	3,960	0.6	822	20.75	4,599	0.7	931	20.25
合 計	661,433	100.0	104,995	15.87	669,525	100.0	105,133	15.70

(注) 令和7年度末の員外預金比率は15.70%となり、法令に定める20%以下を遵守しております。

預金者別預金残高

(単位：百万円、％)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	405,586	61.3	400,975	59.9
法 人	255,846	38.7	268,549	40.1
一般法人	(199,867)	(30.2)	(213,210)	(31.8)
金融機関	(116)	(0.0)	(133)	(0.0)
公金	(55,861)	(8.4)	(55,205)	(8.2)
合 計	661,433	100.0	669,525	100.0

金利区分別定期預金残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末 残 高	令和7年度末 残 高
固定金利定期預金	388,163	389,389
変動金利定期預金	0	—
合 計	388,163	389,389

財務データ

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比
割引手形	308	0.1	253	0.1
手形貸付	5,901	1.8	4,240	1.3
証書貸付	323,920	97.7	322,320	98.2
当座貸越	1,318	0.4	1,241	0.4
合 計	331,448	100.0	328,056	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
運転資金	196,610	59.6	201,406	59.9
設備資金	133,415	40.4	135,061	40.1
合 計	330,025	100.0	336,468	100.0

貸出金担保別残高・員外貸出比率

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末				令和7年度末			
	残 高 (A)	構 成 比	員外貸出(B)	員外比率(B/A)	残 高 (A)	構 成 比	員外貸出(B)	員外比率(B/A)
預金・積金	2,565	0.8	137	5.35	2,953	0.9	112	3.82
有価証券	775	0.2	—	—	863	0.2	—	—
動産・不動産	217,339	65.9	261	0.12	221,400	65.8	541	0.24
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	220,679	66.9	398	0.18	225,217	66.9	654	0.29
信用保証協会・信用保険	72,350	21.9	131	0.18	90,823	27.0	329	0.36
保証	27,282	8.3	351	1.28	14,401	4.3	178	1.24
信用	9,713	2.9	2,019	20.79	6,025	1.8	35	0.59
合 計	330,025	100.0	2,900	0.87	336,468	100.0	1,198	0.35

(注) 大信の員外貸出比率は0.35%で法定限度の20%を下回っております。法令や社会的な規範を厳格に遵守した貸出を徹底しております。

債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
預金・積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産・不動産	52	100.0	43	100.0
その他	—	—	—	—
小 計	52	100.0	43	100.0
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	—	—	—	—
信用	—	—	—	—
合 計	52	100.0	43	100.0

金利区分別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
固定金利貸出金	156,879	47.5	147,623	43.9
変動金利貸出金	173,146	52.5	188,844	56.1
合 計	330,025	100.0	336,468	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
製造業	8,007	2.4	8,607	2.6
農業、林業	12	0.0	10	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	0	0.0
建設業	26,453	8.0	24,730	7.3
電気、ガス、熱供給、水道業	1,131	0.4	1,159	0.3
情報通信業	4,703	1.4	4,404	1.3
運輸業、郵便業	2,863	0.9	2,581	0.8
卸売業、小売業	22,804	6.9	22,526	6.7
金融業、保険業	370	0.1	350	0.1
不動産業	164,823	49.9	181,060	53.8
(うち不動産賃貸業)	(41,583)	(12.6)	(56,430)	(16.8)
物品賃貸業	99	0.0	91	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	4,090	1.2	3,661	1.1
宿泊業	1,352	0.4	1,475	0.4
飲食業	12,579	3.8	12,319	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	8,407	2.6	7,367	2.2
教育、学習支援業	258	0.1	310	0.1
医療、福祉	1,588	0.5	1,624	0.5
その他のサービス	14,027	4.3	13,194	3.9
その他の産業	2,683	0.8	528	0.2
小 計	276,259	83.7	286,008	85.0
国、地方公共団体	17	0.0	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	53,749	16.3	50,460	15.0
合 計	330,025	100.0	336,468	100.0

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 本資料は期末に実施した部分償却後の残高で記載しており、47ページの業種別の残高とは異なります。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
消費者ローン	3,728	7.9	3,401	7.8
住宅ローン	43,285	92.1	40,347	92.2
合 計	47,013	100.0	43,749	100.0

職員1人当たり及び1店舗 当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
職員1人当たり預金残高	1,209	1,217
職員1人当たり貸出金残高	603	611
1店舗当たり預金残高	16,132	16,738
1店舗当たり貸出金残高	8,049	8,411

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
全国信用協同組合連合会	52	43
(株)商工組合中央金庫	—	—
(株)日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	146	178
独立行政法人 福祉医療機構	0	—
中小企業基盤整備機構	32	26
合 計	232	248

預貸率・預証率

(単位：%)

項 目	令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(末 残) 49.89	50.25
	(期中平残) 51.10	48.71
預 証 率	(末 残) 24.27	24.64
	(期中平残) 23.45	25.03

財務データ

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	338,729	520,100	346,242	599,845
	他の金融機関から	660,477	549,955	656,245	616,392
代金取立	他の金融機関向け	0	—	0	—
	他の金融機関から	0	—	0	—

外国為替取扱実績（取次）

(単位：千米ドル)

区 分	令和6年度	令和7年度
貿易	—	—
輸出	—	—
輸入	—	—
貿易外	8	168
合 計	8	168

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
一般財形貯蓄	12	12
住宅財形貯蓄	3	3
年金財形貯蓄	21	23
合 計	37	38

協金法・再生法等に基づく開示債権および同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D) = (B)+(C)	保全率 = (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 = (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,492	1,486	5	1,492	100.00	100.00
	令和7年度	1,021	1,011	9	1,021	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	7,670	6,566	703	7,270	94.78	63.73
	令和7年度	8,606	7,432	746	8,178	95.02	63.54
要管理債権	令和6年度	561	555	0	556	99.01	14.40
	令和7年度	523	521	0	522	99.86	58.02
三月以上延滞債権	令和6年度	1	1	0	1	100.00	0.00
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	560	553	0	554	99.01	14.37
	令和7年度	523	521	0	522	99.86	58.02
開示債権	令和6年度	9,724	8,608	710	9,318	95.82	63.64
	令和7年度	10,151	8,965	757	9,722	95.77	63.83
正常債権	令和6年度	320,471					
	令和7年度	326,482					
合 計（総与信）	令和6年度	330,195					
	令和7年度	336,634					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。自己査定区分における「破綻先・実質破綻先」が該当します。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。自己査定区分における「破綻懸念先」が該当します。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。自己査定区分における「要注意先」の一部が該当します。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金です。自己査定区分における「要注意先」の一部が該当します。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。自己査定区分における「要注意先」の一部と「正常先」が該当します。
6. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
8. 金額は決算後（償却後）の計数です。

自己査定 of 債務者区分と開示債権との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 〔対象債権：総与信〕	協金法・再生法等に基づく開示債権 〔対象債権：総与信〕	
破綻先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	うち貸出金 以外の債権
実質破綻先	1,021	
破綻懸念先	危険債権	〔対象債権：貸出金 以外〕
要注意先	要管理債権	
	三月以上延滞債権	
	貸出条件緩和債権	
正常先	正常債権	326,482

(注) 総与信とは貸出金と貸出金以外の債権(貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および債務保証見返)を含んだ合計額です。

資産の自己査定について

当組合では、資産の実態を正確に把握するため、貸出金等の資産については、債務者の経営状態による区分と回収の危険性や資産価値の毀損の状況による区分を行い、安全性・確実性を判定する自己査定を実施しております。すなわち当組合が制定した自己査定基準に従って、自己責任の原則に基づき資産の厳正なチェックを行ったうえで不良債権の適正な償却、引当を行っております。

自己査定における債務者区分の定義は次のとおりです。

- ① 正常先＝業績が良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
- ② 要注意先＝今後の管理に注意を要する債務者
- ③ 破綻懸念先＝今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ④ 実質破綻先＝法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ⑤ 破綻先＝法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

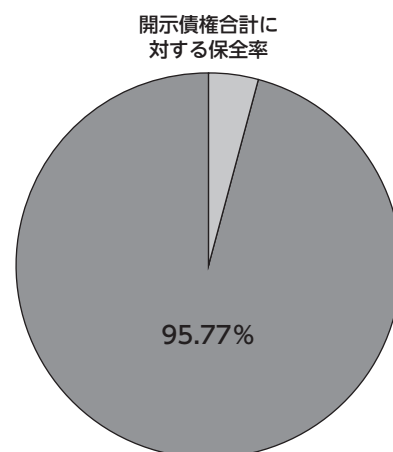
厳正な自己査定に基づき不良債権の処理を積極的に実施し
資産の健全性を万全にしております。

開示債権は101億51百万円と前期より4億26百万円増加し、総与信残高3,366億34百万円に対する比率は3.01% (前期比0.07ポイント増) となりました。

信用リスク管理の徹底並びに「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」のうち5億44百万円を直接償却しております。なお、「貸倒引当金 (C)」は7億57百万円と前期より46百万円増加いたしました。

開示債権合計に対する「担保・保証額 (B)」と「貸倒引当金 (C)」の合計額の比率である保全率は95.77%と高水準を維持しております。

今後とも、厳正な自己査定に基づき不良債権処理を積極的に実施し、信用リスク管理を徹底することにより健全性を一層高めてまいります。



財務データ

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当なし。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分		令和6年度末			令和7年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価は、各事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない有価証券は本表に含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分		令和6年度末			令和7年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	7,496	4,423	3,072	10,827	5,399	5,428
	債 券	2,401	2,400	1	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	500	500	0	—	—	—
	社 債	1,901	1,900	1	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—	—
	その他	23,108	20,611	2,497	25,729	22,502	3,227
	小 計	33,006	27,435	5,571	36,557	27,901	8,655
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	2,547	3,059	△512	1,879	2,247	△368
	債 券	116,890	123,064	△6,173	121,970	130,673	△8,702
	国 債	22,428	24,816	△2,387	18,961	21,374	△2,412
	地方債	8,311	8,749	△437	10,592	11,599	△1,007
	社 債	86,050	89,398	△3,347	92,316	97,599	△5,282
	外国債券	99	100	△0	99	100	△0
	その他	7,857	8,799	△941	4,319	4,912	△593
	小 計	127,295	134,923	△7,628	128,168	137,832	△9,664
合 計		160,301	162,358	△2,057	164,725	165,734	△1,008

(注) 1. 貸借対照表計上額は、各事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 市場価格のない有価証券は本表に含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
非上場株式	267	267
全信組連出資金	2,932	2,932
合 計	3,200	3,200

(注) 1. 全信組連出資金は、貸借対照表上の表示上「全信組連出資金」としております。
2. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
3. 全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

・金銭の信託は取扱いございません。
・デリバティブ商品は取扱いございません。

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比
国債	16,608	10.9	26,231	15.5
地方債	8,147	5.4	10,398	6.2
短期社債	—	—	—	—
社債	91,239	60.0	94,899	56.3
株式	7,606	5.0	7,579	4.5
外国証券	495	0.3	99	0.1
その他の証券	28,030	18.4	29,363	17.4
合 計	152,128	100.0	168,573	100.0

(注) 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。

有価証券残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分	年 度	1 年 以 内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10 年 超	期間の定めのないもの	合 計
国債	令和6年度	9,945	—	2,958	—	1,927	7,596	—	22,428
	令和7年度	—	—	7,808	—	6,545	4,608	—	18,961
地方債	令和6年度	699	99	—	—	8,013	—	—	8,811
	令和7年度	99	—	—	770	9,721	—	—	10,592
短期社債	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和6年度	9,483	20,382	22,748	12,755	21,991	591	—	87,952
	令和7年度	12,134	15,514	31,622	13,724	18,778	541	—	92,316
株式	令和6年度	—	—	—	—	—	—	10,311	10,311
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	12,974	12,974
外国証券	令和6年度	—	99	—	—	—	—	—	99
	令和7年度	99	—	—	—	—	—	—	99
その他の証券	令和6年度	—	—	—	2,104	—	1,198	27,663	30,966
	令和7年度	—	—	404	1,713	—	1,202	26,728	30,049
合 計	令和6年度	20,128	20,580	25,707	14,860	31,932	9,386	37,974	160,569
	令和7年度	12,334	15,514	39,835	16,209	35,045	6,352	39,703	164,993

(注) 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。

公共債窓販実績 (単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
国債・その他公共債	55 (55)	98 (56)
合 計	55 (55)	98 (56)

(注) () 内は、受渡基準での数値となります。

自己資本の充実の状況等について

●バーゼルⅢ第3の柱（市場規律）に基づく開示

定性的な開示事項（令和8年3月末：バーゼルⅢ基準）

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	大東京信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	11,635百万円

2. 自己資本の構成に関する開示事項

平成26年3月31日から新規制となりTier1とTier2をコア資本として一本化されました。
コア資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。
コア資本に係る基礎項目は、毎期の利益より積み立てている内部留保の他、お客さまからお預かりしている出資金と一般貸倒引当金および土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45パーセント相当額からなります。
コア資本に係る調整項目は、経過措置による不算入額を含む調整項目からなります。
「コア資本に係る基礎項目－コア資本に係る調整項目」が自己資本の額となります。

3. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に確保しております。

質的に問題視される、繰延税金資産の自己資本の額に占める割合は、ほとんど依存しない低い水準にあります。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

- ①信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く職員に理解を促し、遵守させるとともに、各種リスクの中でも信用リスクが最重要のリスクであることの認識を徹底する態勢を構築しております。
- ②信用リスクの管理にあたっては、小口多数取引によるリスク分散、業種別、大口与信先の管理、統計的手法によるVaR算出など、さまざまな角度からの分析に注力しております。一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会等で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常務会への報告を行う態勢となっております。
- ③貸倒引当金は、「自己査定要綱」および「償却・引当基準」に準拠し、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に適正に計上しております。その結果や手続きについて内部監査や外部監査人の監査を受けるなど厳正な会計処理に努めております。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

- ①信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、貸出金と自組合預金の相殺などが該当します。
当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があります。保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続きについては、組合が定める「融資業務取扱要綱」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。
- ②当組合では、融資の取り組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識し、極力担保または保証に過度に依存しない態勢に努めております。そのうえで、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへ十分に説明しご理解をいただき、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
- ③信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金、保証として政府・地方公共団体、民間保証、その他担保でない預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、保証の責任度合いにより、また、適格格付機関が格付を付与している保証会社は、長期格付により判定しております。貸出金と自組合預金の相殺は、債務者の担保手続きがなされていない定期預金・積金を対象としております。

6. 派生商品及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

投資信託等のファンドを通じた取引以外ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

8. CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要
CVAリスク相当額の算出手法として「簡便法」を採用しております。算出対象は適格中央清算機関等（自己資本比率告示第270条の2第二項各号に掲げるもの）以外のものを取引相手方とする派生商品取引です。
なお、本年度決算期末時点において、対象となる資産はありません。

9. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスク相当額の算入は行っておりません。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要
当組合ではオペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスク」と位置付けております。
当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと認識し、管理態勢の整備に努めております。
各リスクの認識と評価について、オペレーショナル・リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会・常務会への報告を行う態勢となっております。
なお、当組合ではバーゼルⅢ規制に基づく新標準的手法を適用しており、業務規模およびリスクの性質に鑑み、監督当局より認められた特例を適用し、内部損失乗数（ILM）については1.0を利用しております。
- (2) B I の算出方法
B I は、預金業務等の規模を表す金利要素（ILDC）、役務取引等の規模を表す役務要素（SC）、金融商品取引の規模を表す金融商品要素（FC）の3つを合計して算出しております。
- (3) I L M の算出方法
保守的な見積値として「1」を用いております。
- (4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門は該当ありません。
- (5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M は、保守的な見積額を利用しているため、該当ありません。

11. 出資等エクスポージャーに関する事項

- (1) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要
 - ①銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当しますが、そのうち、当組合が保有する上場株式、投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価および最大損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等に諮り投資継続の是非を協議・検証するなど、適切なリスク管理に努めております。
 - ②株式等への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。
 - ③当該取引にあたっては、当組合が定める「その他資金運用規程」や「その他資金運用取扱細則」に基づいた厳格な運用・管理を行い、その会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に依拠した、適正な処理を行っております。

12. 金利リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続の概要
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をさします。

自己資本の充実の状況等について

当組合においては、原則月に1回ALM委員会に金利リスクの計測結果を報告し、協議検討をする体制をとっております。

(2) 金利リスク算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ （注1）および $\Delta N I I$ （注2）に関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割当て方法
要求性払預金に対し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在残高の50%相当額の3つのうち最小の額を上限とし、金利改定満期を5年以内かつ平均2.5年以内としております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提としては、金融庁指定の保守的な前提を採用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提は、当組合では、日本円のみでの集計となっているため特に考慮しておりません。
- ・スプレッドに関する前提は、割引金利に対してもキャッシュフローに対してもスプレッドは含めておりません。
- ・内部モデルの使用、 $\Delta E V E$ に重大な影響を及ぼすその他の前提は使用しておりません。

(注1)金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2)金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	38,130	39,483
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,502	14,235
うち、利益剰余金の額	23,867	25,483
うち、外部流出予定額（△）	238	235
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	298	285
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	298	285
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	38,429	39,769
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,231	1,178
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,231	1,178
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1,231	1,178
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	37,198	38,590
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	334,549	338,998
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,763	15,119
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	349,313	354,117
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.64%	10.89%

(注) 1.自己資本比率の算出を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。
なお、当組合は、国内基準を適用しております。

2.普通出資金又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額のうち主な内訳は以下のとおりです。

(1) 出資金及び資本剰余金の額

	令和6年度	令和7年度
普通出資金	11,902	11,635
その他の出資金	1,550	1,550
資本準備金	1,050	1,050
計	14,502	14,235

(2) 利益剰余金の額

	令和6年度	令和7年度
利益準備金	5,827	6,079
特別積立金	17,140	18,340
繰越金（当期末残高）	899	1,063
計	23,867	25,483

(なお、繰越金に外部流出予定額を含む)

自己資本の充実の状況等について

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	334,549	13,381	338,998	13,559
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	304,481	12,179	315,624	12,624
(i) ソブリン向け	4,591	183	5,339	213
(ii) 金融機関向け	39,925	1,597	40,035	1,601
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	116,050	4,642	122,465	4,898
(v) 中小企業等・個人向け				
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	30,163	1,206	30,617	1,224
トランザクター向け	125	5	117	4
(vii) 抵当権付住宅ローン				
(viii) 不動産取得等事業向け				
(ix) 不動産関連向け	75,161	3,006	74,580	2,983
自己居住用不動産等向け	6,132	245	5,140	205
賃貸用不動産向け	7,899	315	6,863	274
事業用不動産関連向け	60,172	2,406	61,310	2,452
その他不動産関連向け	957	38	1,265	50
ADC向け	—	—	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(xi) 三月以上延滞等				
(xii) 延滞等向け	8,803	352	9,391	375
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	662	26	620	24
(xiv) 出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
(xv) 株式等	12,980	519	16,875	675
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調 整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,932	117	2,932	117
(xix) その他	13,210	528	12,765	510
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,067	1,202	23,374	934
ルック・スルー方式	18,103	724	16,813	672
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	11,964	478	6,561	262
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た 額	14,763	590	15,119	604
BI	9,842	393	10,079	403
BIC	1,181	47	1,209	48
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	349,313	13,972	354,117	14,164

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは（i）～（iii）に区分されないエクスポージャーで、その他資産、有形固定資産（うち土地の評価前）、繰延税金資産（一時差異に係るもの）等が含まれます。
7. 当組合では、特定貸付債権向けに関する事項は該当ありません。
8. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
9. 令和6年度のオペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

※粗利益の算出は、「粗利益－債券5勘定戻」で求めます。

10. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
11. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等について

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分		エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上 延滞エク スポー ジャー	延滞エク スポー ジャー
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
製造業		46,818	55,029	8,418	9,030	38,399	45,999			201	536
農業、林業		119	218	19	18	100	200			—	—
漁業		—	—	—	—	—	—			—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		101	100	1	0	100	100			—	—
建設業		30,689	29,288	27,589	25,788	3,100	3,500			271	351
電気・ガス・熱供給・水道業		8,639	7,367	1,139	1,168	7,499	6,199			954	963
情報通信業		10,555	7,212	8,055	4,412	2,500	2,800			49	91
運輸業、郵便業		10,009	11,727	2,909	2,627	7,100	9,100			22	21
卸売業、小売業		30,788	30,631	23,888	23,531	6,900	7,100			1,476	1,502
金融業、保険業		12,374	11,552	374	352	12,000	11,200			—	—
不動産業		183,373	197,905	173,173	190,405	10,200	7,500			984	1,348
うち不動産賃貸業		53,515	56,460	53,515	56,460	—	—			487	1,125
物品賃貸業		99	91	99	91	—	—			—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,385	3,780	1,385	3,780	—	—			33	35
宿泊業		1,353	1,475	1,353	1,475	—	—			1,141	1,041
飲食業		13,719	13,356	13,719	13,356	—	—			920	904
生活関連サービス業、娯楽業		6,860	7,559	6,860	7,559	—	—			65	7
教育、学習支援業		258	310	258	310	—	—			—	—
医療、福祉		1,588	1,625	1,588	1,625	—	—			—	—
その他サービス		19,807	18,046	17,607	15,346	2,200	2,700			129	144
国・地方公共団体等		34,983	33,873	17	—	34,965	33,873			—	—
個人		40,744	36,928	40,744	36,928	—	—			1,991	1,981
その他		3,083	928	2,683	528	400	400			—	—
業種別合計		457,355	469,012	331,891	338,339	125,464	130,673			8,242	8,931
1年以下		92,503	87,021	72,349	74,721	20,154	12,299				
1年超3年以下		55,843	55,253	34,944	39,253	20,899	15,999				
3年超5年以下		52,491	83,381	25,999	42,402	26,492	40,978				
5年超7年以下		58,504	45,757	44,905	29,807	13,599	15,949				
7年超10年以下		65,268	67,292	31,541	29,213	33,726	38,079				
10年超		131,493	129,171	120,901	121,805	10,591	7,365				
期間の定めのないもの		1,249	1,134	1,249	1,134	—	—				
現金その他		—	—	—	—	—	—				
残存期間別合計		457,355	469,012	331,891	338,339	125,464	130,673				

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額等の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. CVAリスクおよび間接的に保有するファンド内の派生商品取引は含まれておりません。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6. 残存期間は資金満期としております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期	当期減少額		期末残高
			増加額	目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	254	298	—	254	298
	令和7年度	298	285	—	298	285
個別貸倒引当金	令和6年度	746	709	177	568	709
	令和7年度	709	756	144	564	756
合計	令和6年度	1,000	1,007	177	822	1,007
	令和7年度	1,007	1,041	144	862	1,041

(注) 平成17年度より部分償却を実施し、その額は令和6年度430百万円、令和7年度531百万円であります。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	1	2	1	60	2	62	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1	0	△1	3	0	3	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	291	256	△35	△7	256	249	—	—
情報通信業	1	0	△1	△0	0	—	—	—
運輸業、郵便業	2	0	△2	4	0	4	8	—
卸売業、小売業	64	114	50	18	114	132	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	9	6	△3	10	6	16	—	—
不動産業	6	6	—	10	6	16	—	—
不動産賃貸業	3	—	△3	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	△0	—	—	—	—	—
宿泊業	42	36	△6	△34	36	2	—	—
飲食業	325	281	△44	△25	281	256	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	1	1	15	1	16	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	4	4	△3	4	1	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	4	4	0	6	4	10	—	—
合計	746	709	△37	47	709	756	8	—

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本の充実の状況等について

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		令和6年度					
現金		8,439	—	8,439	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		24,834	—	24,834	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		100	—	100	—	—	0%
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		9,283	—	9,283	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		100	—	100	—	10	10%
我が国の政府関係機関向け		701	—	701	—	70	10%
地方三公社向け		242	—	242	—	48	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		199,629	—	199,629	—	39,925	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		177,834	1,055	169,754	105	116,050	68%
特定貸付債権向け		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		48,022	11,599	42,960	396	30,163	70%
トランザクター向け		—	10,223	—	322	125	39%
不動産関連向け		97,974	—	96,909	—	75,161	78%
自己居住用不動産等向け		18,077	—	17,890	—	6,132	34%
賃貸用不動産向け		13,489	—	13,300	—	7,899	59%
事業用不動産関連向け		64,791	—	64,123	—	60,172	94%
その他不動産関連向け		1,615	—	1,595	—	957	60%
A D C向け		—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		6,423	51	6,401	17	8,803	137%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		662	—	662	—	662	100%
取立未済手形		—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付		76,886	—	75,938	—	4,462	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		12,980	—	12,980	—	12,980	100%
合計		664,116	12,706	648,938	519	288,339	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセッ トの額	
	令和7年度					
現金	7,239	—	7,239	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,413	—	21,413	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	100	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,623	—	11,623	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	101	—	101	—	10	10%
我が国の政府関係機関向け	700	—	700	—	70	10%
地方三公社向け	58	—	58	—	11	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200,176	—	200,176	—	40,035	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	188,353	1,046	180,537	104	122,465	68%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	49,138	10,686	44,343	379	30,617	68%
トランザクター向け	—	9,230	—	304	117	39%
不動産関連向け	97,562	—	96,387	—	74,580	77%
自己居住用不動産等向け	16,288	—	16,165	—	5,140	32%
賃貸用不動産向け	13,973	—	13,771	—	6,863	50%
事業用不動産関連向け	65,170	—	64,340	—	61,310	95%
その他不動産関連向け	2,129	—	2,109	—	1,265	60%
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7,007	45	6,937	15	9,391	135%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	620	—	620	—	620	100%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	78,876	—	77,991	—	5,247	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	12,980	—	12,980	—	16,875	130%
合計	675,951	11,778	661,210	499	299,926	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況等について

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	8,439	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,834	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,283	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	701	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	242	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	199,629	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	25,022	—	—	—	—	—	—	—	—	52,788	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	69	—	4,496	—	—	—	—	—	—	—	243	4,617	—	—	—
トラザクター向け	—	—	—	78	—	—	—	—	—	—	—	243	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	7,045	1,549	7,692	2	2,180	—	1,971	137	2,302	1,252	—	2,792	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	7,045	1,549	3,407	2	—	—	1,971	—	—	1,252	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	4,285	—	2,180	—	—	137	2,302	—	—	1,197	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,595	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	15	—	38	—	—	—	—	—	—	—	—	194	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,310	44,628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	73,967	45,515	—	236,476	1,549	7,692	2	2,180	—	1,971	137	2,545	58,852	—	2,792	—

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,439
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,834
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,283
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	701
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	242
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	199,629
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	3,608	—	43,302	—	—	45,137	—	—	—	—	—	—	—	—	—	169,859
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	28,380	—	—	—	—	5,548	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,356
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	322
不動産関連向け	31,085	1,275	—	—	8,675	—	—	732	18,617	158	—	9,436	—	—	—	—	96,909
自己居住用不動産等向け	1,959	701	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,890
賃貸用不動産向け	—	574	—	—	—	—	—	732	—	—	—	1,890	—	—	—	—	13,300
事業用不動産関連向け	29,125	—	—	—	8,675	—	—	—	18,617	158	—	7,545	—	—	—	—	64,123
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,595
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	1,114	—	—	—	—	5,054	—	—	—	—	6,418
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	662	—	—	—	—	—	—	—	—	—	662
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75,938
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,980	—	—	—	12,980
合計	31,085	33,264	—	43,302	8,675	—	52,463	732	18,617	158	—	14,491	12,980	—	—	—	649,458

自己資本の充実の状況等について

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	7,239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,623	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	200,176	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	29,245	—	—	—	—	—	—	—	—	55,965	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	60	—	5,474	—	—	—	—	—	—	—	227	4,622	—	—	—
トラザクター向け	—	—	—	77	—	—	—	—	—	—	—	227	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	6,962	1,699	9,599	2	1,887	1	1,297	132	1,701	1,229	—	3,578	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	6,962	1,699	3,255	2	—	1	1,297	—	—	1,229	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	6,343	—	1,887	—	—	132	1,701	—	—	1,468	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,109	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	14	—	66	—	—	—	—	—	—	—	—	228	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	25,516	52,474	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	65,892	53,351	—	241,984	1,699	9,599	2	1,887	1	1,297	132	1,928	62,045	—	3,578	—

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和7年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,239
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,413
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,623
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200,176
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	3,207	—	39,967	—	—	52,255	—	—	—	—	—	—	—	—	—	180,642
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	28,952	—	—	—	—	5,385	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,722
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	304
不動産関連向け	28,318	924	—	—	10,174	—	—	488	18,898	251	—	9,240	—	—	—	—	96,387
自己居住用不動産等向け	1,515	201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,165
賃貸用不動産向け	—	723	—	—	—	—	—	488	—	—	—	1,026	—	—	—	—	13,771
事業用不動産関連向け	26,803	—	—	—	10,174	—	—	—	18,898	251	—	8,213	—	—	—	—	64,340
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,109
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	1,406	—	—	—	—	5,237	—	—	—	—	6,952
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	620	—	—	—	—	—	—	—	—	—	620
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77,991
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,980	—	—	—	12,980
合計	28,318	33,084	—	39,967	10,174	—	59,667	488	18,898	251	—	14,477	12,980	—	—	—	661,710

自己資本の充実の状況等について

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	368,662	794	10%	367,306
40%～70%	97,712	9,799	10%	97,385
75%	37,795	1,170	13%	33,327
80%	—	—	—	—
85%	47,486	255	10%	43,302
90%～100%	65,043	653	10%	61,139
105%～130%	19,615	—	—	19,509
150%	14,819	33	46%	14,506
250%	12,980	—	—	12,980
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	664,116	12,706	—	649,458

(単位：百万円)

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	375,706	780	10%	374,417
40%～70%	97,645	8,628	10%	97,301
75%	37,285	1,243	12%	33,084
80%	—	—	—	—
85%	43,339	196	10%	39,967
90%～100%	74,312	896	10%	69,841
105%～130%	19,762	—	—	19,638
150%	14,919	32	43%	14,477
250%	12,980	—	—	12,980
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	675,951	11,778	—	661,710

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法の状況

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,498	4,099	12,070	13,058		
①ソブリン向け	43	53	—	—		
②金融機関向け	—	—	—	—		
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—		
③カバード・ボンド	—	—	—	—		
④法人等向け	1,209	1,077	2,707	2,635		
⑤中小企業等・個人向け						
⑥中堅中小企業・個人向け	3,024	2,701	9,286	10,250		
⑦抵当権付住宅ローン						
⑧不動産取得等事業向け						
⑨不動産関連向け	221	265	—	—		
自己居住用不動産等向け	41	35	—	—		
賃貸用不動産向け	87	80	—	—		
事業用不動産関連向け	90	148	—	—		
その他不動産関連向け	2	2	—	—		
ADC向け	—	—	—	—		
⑩劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—		
⑪三月以上延滞等						
⑫延滞等向け	0	0	76	171		
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—		
⑭株式等	—	—	—	—		
⑮その他	—	—	—	—		

- (注) 1.当組合は、適格金融資産担保については、簡便手法を採用しております。保証については、適格格付機関の格付が付与されているもの、国・地方公共団体等に準ずるものおよび政府保証債があります。
- 2.上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
- 3.「その他」とは、①～⑭に区分されないエクスポージャーです。具体的には、名寄せ後1億円超の先が含まれます。

自己資本の充実の状況等について

5. 派生商品及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

投資信託等に含まれる間接的に保有するエクスポージャーのみで、直接的な取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当なし。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	15,057	15,057	18,078	18,078
非上場株式等	3,202	3,202	3,202	3,202
合計	18,260	18,260	21,281	21,281

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分（上場投資信託、非上場REIT及びファンド、私募投資信託）を含めておりません。

1. 「上場株式等」欄は、上場株式の他にJ-REITを含んでおります。
2. 「非上場株式等」欄は、非上場株式、全信組連出資金及びその他の出資金を含んでおります。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	960	1,318
売却損	3	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	2,345	5,365

(注) 本欄は、「その他有価証券」と区分している、上場株式とJ-REITの評価損益を記載しております。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	19,395	19,723
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	4,785	2,624
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方平行シフト	6,530	5,795	447	219
2	下方平行シフト	0	0	0	91
3	スティープ化	5,133	4,564		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	613	524		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	6,530	5,795	447	219
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	37,198		38,590	

(注) 金利リスクに関する算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に掲載しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

（2）役員に対する報酬

（単位：百万円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	101	140
監 事	15	18
合 計	116	158

- （注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事12名、監事3名です。
3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、29百万円です。
4. 役員賞与は、理事25百万円、監事1百万円です。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- （注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。
- なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

開示項目索引

＊印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」・☆印は「金融再生法」に基づく法定開示項目、無印は任意開示項目です。

【概況・組織】		【預金に関する指標】		65. オプション取引の時価情報 該当ナシ	
1. 事業方針	2	34. 預金種目別平均残高	*34	66. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	*48
2. 事業の組織	*4	35. 預金者別預金残高	34	67. 貸出金償却の額	*33
3. 理事及び監事の氏名・役職名	*4	36. 財形貯蓄残高	37	68. 法定監査の状況	*32
4. 会計監査人の氏名または名称	*4	37. 職員1人当たり預金残高	36	69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	32
5. 事務所の名称・所在地	*24	38. 1店舗当たり預金残高	36	【自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項】	
6. A T M設置状況	23	39. 定期預金種類別残高	*34		
7. 地区一覧	23	【貸出金等に関する指標】			
8. 組合員数	33				
9. 子会社の状況	該当ナシ			40. 貸出金種類別平均残高	*35
【主要事業内容】		41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	*35	71. 自己資本調達手段の概要	*41
		42. 貸出金金利区分別残高	*35	72. 自己資本の充実度に関する事項	*45～46
		43. 貸出金使途別残高	*35	73. 信用リスクに関する事項	*47～55
10. 主要な事業の内容	*18	44. 貸出金業種別残高・構成比	*36	74. 信用リスク削減手法に関する事項	*56
11. 信用組合の代理業者	*該当ナシ	45. 預貸率（期末・期中平均）	*36	75. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	*該当ナシ
【業務に関する事項】		46. 員外貸出比率	35	76. 証券化エクスポージャーに関する事項	*該当ナシ
		47. 消費者ローン・住宅ローン残高	36	77. CVAリスクに関する事項	*42
		48. 代理貸付残高の内訳	36	78. マーケット・リスクに関する事項	*該当ナシ
12. 事業の概況	*26	49. 職員1人当たり貸出金残高	36	79. オペレーショナル・リスクに関する事項	*42
13. 経常収益	*26	50. 1店舗当たり貸出金残高	36	80. 出資等エクスポージャーに関する事項	*57
14. 経常利益（損失）	*26	【有価証券に関する指標】		81. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	*57
15. 当期純利益（損失）	*26			82. 金利リスクに関する事項	*57
16. 出資総額、出資総口数	*26			【その他の業務】	
17. 純資産額	*26				
18. 総資産額	*26	51. 商品有価証券の種類別平均残高	*該当ナシ		
19. 預金積金残高	*26	52. 有価証券の種類別平均残高	*40	84. 外国為替取扱実績	37
20. 貸出金残高	*26	53. 有価証券種類別残存期間別残高	*40	85. 公共債窓販実績	40
21. 有価証券残高	*26	54. 預証率（期末・期中平均）	*36	86. 手数料一覧	21～22
22. 単体自己資本比率	*26	【経営管理体制に関する事項】		【その他】	
23. 出資配当金	*26				
24. 職員数	*26				
【主要業務に関する指標】		55. 法令等遵守の態勢	*5～10	87. 当組合の考え方	2
		56. リスク管理の態勢	*12	88. 沿革	25
		57. 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況	*16～17	89. 総代会について	13～15
25. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	*33	58. 苦情等対応措置及び紛争解決措置の内容	*11	90. 報酬体系について	58
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	*33	【財産の状況】		【地域貢献に関する事項】	
27. 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利期	*33～34				
28. 受取利息、支払利息の増減	*33				
29. 役務取引の状況	33	60. 協金法・再生法等に基づく開示債権および同債権に対する保全額	☆37	92. 地域密着型金融の取組状況	16～17
30. その他業務収益の内訳	33	61. 有価証券の時価情報	*39	93. 経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況	17
31. 経費の内訳	34	62. 外貨建資産残高	該当ナシ		
32. 総資産経常利益率	*34	63. オフ・バランス取引の状況	該当ナシ		
33. 総資産当期純利益率	*34	64. 先物取引の時価情報	該当ナシ		

編集／大東京信用組合 総務部

東京都港区東新橋2-6-10 電話03-3436-0124

令和8年7月発行

URL <https://www.daisin.co.jp/>

- 用紙：責任ある木質資源や再生資源を使用したFSC®認証用紙
- インキ：環境配慮型インキ
- 印刷：有害な廃液を排出しない水なし印刷
- 製造、廃棄に発生するCO₂をカーボンオフセット済
- CO₂排出量：1,219g-CO₂/copy

